01100

北海道

札幌市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以	従業員(人以上)			
中小企業者・団体が、札幌市中小企業振興条例第9条第2項の規定による融資あっせんを受けて、市の指導に基づき、市内から工業団地内に移転した施設のうち、移転前の施設に代わるものとして設置した工場・倉庫又は共同施設で、当該事業者が事業の用に供するもの		減免(全部)	事業所税	―
中小企業者・団体が、市の指導に基づき、市内から工業団地内に移転した施設のうち、移転前の施設に代わるものとして設置した工場・倉庫又は共同施設で、当該事業者が事業の用に供するもの		減免 (2分の1)	事業所税	―
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について北海道知事から認定を受けた事業者のうち、東京 23 区から本社機能を移転した事業者が、特定業務施設として所有する土地、家屋及び償却資産(認定を受けた日から2年間の内に取得した資産。また、土地は認定を受けた日から2年間の内に取得した後、1年以内に家屋、構築物の建設に着手したもの)		不均一課税 第1年度 0 第2年度 税率 1.4%の 1/4 第3年度 税率 1.4%の 1/2	固定資産税	3年度間
地域活力向上地域等特定業務施設整備計画について北海道知事から認定を受けた事業者のうち、地方において本社機能を拡充した事業者が、特定業務施設として所有する土地、家屋及び償却資産(認定を受けた日から2年間の内に取得した資産。また、土地は認定を受けた日から2年間の内に取得した後、1年以内に家屋、構築物の建設に着手したもの)		不均一課税 第1年度 税率 1.4%の 1/10 第2年度 税率 1.4%の 1/3 第3年度 税率 1.4%の 2/3	固定資産税	3年度間
「北海道の再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業(=GX 事業)」や、「GX 事業に投資を呼び込む資産運用業・金融機能の強化集積に資するフィンテック事業(=金融事業)」を実施するために、札幌市内に事務所又は事業所を設置して事業を開始する事業者。 ※事業開始前までに事業計画の認定を受ける必要があるなど、上記のほかにも認定にあたっての要件があります。詳細は、以下の札幌市公式ホームページを参照して		【GX 事業】 1～5年目:最大全額免除 6年目以降:最大1/2免除 【金融事業】 最大全額免除	・法人市民税(法人税割のみ) ・事業所税 ・固定資産税 ・都市計画税	最大10年間

ください。 【札幌市公式ホームページ】 https://www.city.sapporo.jp/business/keizai/gx/zeiseiyuuguu/gxsuishinzeisei.html			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
札幌市本社機能・バックオフィス等立地促進要綱	H16.4 H22.4 改正 H24.7 改正 H25.6 改正 H28.4 改正 H29.4 改正 H31.4 改正 R2.4 改正 R4.7 改正 R5.4 改正 R5.8改正 R6.4改正 R7.3 改正 R8.4 改正 R8.7 改正	○対象事業：本社機能、バックオフィス又は特例子会社の事業 （共通） ○1年以上の操業実績 ○北海道外の顧客、企業に対するサービスを行う企業であること ○立地後6年間以上事業を継続すること （本社機能移転「類型 A」「類型 B」） ○本社または本社機能の一部を道外から札幌市内に移転すること ○対外的に移転の事実を公表すること ○10 人以上の正社員（新規雇用・異動） ○当該事業所を本店として登記又は本社と称する場合は「類型 A」、そうでない場合は「類型 B」 （バックオフィス・特例子会社新設） ○札幌市内で新規にバックオフィス又は特例子会社を開設 ○新規常用雇用者と異動正社員の合計が 20 人以上（特例子会社は 10 人以上） （増設） ○札幌市内で対象事業所を増床又は新たな対象事業所の設置 ○2年間で常用雇用者が 20 人以上かつ正社員が 20 人以上増加すること（特例子会社は常用雇用者が 10 人以上かつ正社員と障がい者の合計が 10 人以上増加すること） ○増設補助を受けたことがないこと ○本社または本社機能の増設は、道外から札幌市内に移転した事業所 ※本社機能とは、本社における総務・人事・経理・企画・情報システム部門等の中枢機能のこと	【本社機能移転「類型 A」】 （賃料補助） ○年間賃料の2／3補助 限度額 3,500 万円×2年間 ※ゼロカーボン推進ビルに入居した場合 年間賃料 10／10 補助 限度額 5,000 万円×2年間 （雇用補助） ○正社員 100 万円／人、正社員以外の常用雇用者 10 万円／人 限度額1億円（2年間、2年目は1年目からの純増分） 【本社機能移転「類型 B」】 （賃料補助） ○年間賃料の1／2補助 限度額 2,500 万円×2年間 ○ゼロカーボン推進ビルに入居した場合 年間賃料2／3補助 限度額 3,500 万円×2年間 （雇用補助） ○正社員 100 万円／人、正社員以外の常用雇用者 10 万円／人 限度額1億円（2年間、2年目は1年目からの純増分） 【バックオフィス・特例子会社

		※本社移転とは、本社機能移転のうち、対象事業所を本店として登記するもの又は本社と称するもの ※バックオフィスとは、企業等の内部事務を集約的に行うものまたは企業等へ業務支援サービスの提供を集約的に行うもの（ただし、コールセンターは除く） ※ゼロカーボン推進ビルとは、「札幌市都心における持続可能なゼロカーボン都市開発推進要綱」に基づく協議を行ったもので、一定の要件に適合するビル ※特例子会社とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第1項に規定する認定を受けたもの ※常用雇用者とは、対象事業所で専ら対象事業に従事している、以下の全ての要件を満たす者 「札幌圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町）に居住し、住民登録を有すること」「雇用期間の定めのない雇用者であること（契約更新を行い実質的に長期間雇用されている雇用者を含む）」「雇用保険、健康保険、厚生年金の被保険者であること」 ※正社員とは、対象事業所で専ら対象事業に従事している、以下の全ての要件を満たす者 「札幌圏に居住し住民登録を有すること」「雇用期間の定めのない雇用者であること（短時間労働者を除く）」「雇用保険、健康保険、厚生年金の被保険者であること」 ※異動正社員とは、正社員のうち、対象事業所の新設に伴う人事異動により、道外から札幌圏に転入し、住民登録を有する者 ※障がい者とは、有効な身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を有する者（正社員以外の常用雇用者に限る）	新設】 （賃料補助） ○年間賃料の1／3補助 限度額 1,500 万円（2年間） ○ゼロカーボン推進ビルに入居した場合 年間賃料1／2補助 限度額 2,500 万円×2年間 （雇用補助） ○正社員 100 万円／人、正社員以外の常用雇用者 10 万円／人 限度額 2,000 万円（2年間、2年目は1年目からの純増分） 【増設】 （賃料補助） ○増床分の年間賃料の1／3補助 限度額 3,000 万円（2年間） ○ゼロカーボン推進ビルに入居した場合 年間賃料1／2補助 5,000 万円（2年間） ※増床分のみ対象 （雇用補助） ○増加正社員 50 万円／人 限度額 1,000 万円（2年間）
札幌市IT・コンテンツ・バイオ立地促進要綱	H19.7 施行 H24.8 改正 H25.12 改正 H28.4 改正 H31.4 改正 R2.4 改正 R4.7 改正 R5.4 改正	○対象事業：情報通信技術・デジタル技術・バイオ技術を活用して、製品の研究・開発・制作を行う事業または半導体及びこれに関連する電子部品等の設計・研究・開発を行う事業 ○1年以上の操業実績 ○立地後6年間以上事業を継続すること （新設） ○札幌市内で新規に事業所を開設 ○5人以上の正社員（指定分野または転入した正社員に	【新設】 （賃料補助） ○指定分野の場合 ・年間賃料の1／2補助 限度額：1,900 万円×2年間 ・ゼロカーボン推進ビルまたは指定施設に入居した場合 年間賃料の 10／10 補助 限度額：3,800 万円×2年間

	R5.8改正 R6.4改正 R7.3 改正 R8.4 改正 R8.7 改正	豊富な実務経験を有し、本市の産業の高度化及び経済の活性化に資すると特に市長が認める人材が含まれる場合は3人以上、指定施設の場合は1人以上） （産業団地移転） ○指定産業団地への市内移転・増設 ○正社員1人以上増加 （増設） ○札幌市内で増床又は新たな事業所の設置 ○2年間で正社員 10 人以上増加（指定分野の場合は6人以上、指定施設の場合は2人以上） ○増設補助を受けたことがないこと ※正社員とは、対象事業所で専ら対象事業に従事している、以下の全ての要件を満たす者。 「新規雇用、又は札幌圏に転入した者であること」「札幌圏に居住し住民登録を有すること」「雇用期間の定めのない雇用者であること（短時間労働者を除く）」「雇用保険、健康保険、厚生年金の被保険者であること」 ※指定分野とは以下のいずれか。「AI・ロボティクス・自動運転制御に係る研究・新規開発」、「ブロックチェーン・バイオ技術を活用した製品の研究・新規開発・製作」「半導体及びこれに関連する電子部品等の設計、研究若しくは開発」 ※指定施設とは、札幌市エレクトロニクスセンター、札幌市産業振興センター ※産業団地とは、札幌テクノパーク（札幌市エレクトロニクスセンターを含む）、札幌ハイテクヒル真栄、札幌アートヴィレッジ ※ゼロカーボン推進ビルとは、「札幌市都心における持続可能なゼロカーボン都市開発推進要綱」に基づく協議を行ったもので、一定の要件に適合するビル	（雇用補助） ○正社員 100 万円／人 限度額 2,400 万円（2年間、2年目は1年目からの純増分） ○上記以外 ・年間賃料の1／3補助 限度額：1,300 万円×2年間 ・ゼロカーボン推進ビルまたは指定施設に入居した場合 年間賃料の1／2 限度額：1,900 万円×2年間 【増設】 （賃料補助） ○増床分の年間賃料の1／3補助 限度額：2,600 万円（2年間分） ○ゼロカーボン推進ビルまたは指定施設に入居した場合 年間賃料の1／2 限度額：3,800 万円×2年間 （雇用補助） ○正社員 50 万円／人 限度額 1,200 万円（2年間、2年目は1年目からの純増分） 【産業団地移転】 （賃料補助） ○指定分野の場合 年間賃料×10／10 限度額：7,600 万円（2 年間） ○上記以外 年間賃料×1／2 限度額：3,800 万円（2 年間）

			（雇用補助） ○正社員 100 万円／人 限度額 2,400 万円（2年間、2年目は1年目からの純増分）
札幌市設備投資促進要綱	H26.3 施行 H30.8 改正 H31.4 改正 R2.4 改正 R4.7 改正 R5.4 改正 R8.4 改正 R8.7 改正	○建物の新築・増築・取得・賃借を伴う設備投資 ○業種：製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、学術研究・専門・技術サービス業 ○施設：試験・研究・開発施設、製造工場、物流施設、データセンター ※重点施設：対象業種のうちデータセンター及び食関連分野（食料品、機能性食品等）、先端技術分野（健康・医療、環境・エネルギー等）の試験・研究・開発施設、製造工場、人材育成施設 ※特例施設：対象業種のうち、札幌市内の工場・物流施設立地指定路線に立地する工場及び物流施設で、札幌市経済の活性化に資すると市長が認めるもの。 ○設備投資額（土地を除く）1億円以上 ○1年以上の操業実績 ○設備投資計画について公表する前に札幌市と協議すること。 ○立地後 10 年間以上事業を継続すること	設備補助 ○重点施設/重点地域/特例施設の新設 ○特例施設の増設・市内移転 取得固定資産の課税標準額 ×20% （限度額 10 億円） ※重点地域：札幌市内の工業団地 ○上記以外の新設 ○特例施設以外の増設・市内移転 取得固定資産の課税標準額 ×10% （限度額5億円）
札幌市中小企業融資制度要綱	S51.12 H18.4 H19.4 改正 H25.4 改正 H27.10 改正 R7.4 改正 R7.12 改正 R8.4 改正 R8.10 改正	【大型設備投資支援資金】 札幌圏において、設備投資額が5千万円以上の大型の施設等を設置若しくは増改築又は機械設備等の購入を行う中小企業者等	融資 ○限度額 5億円 ○期間 15 年以内 （うち据置2年以内） ※流通団地及び工業団地内の場合は 20 年以内 ○利率 年 2.0%以内

01202

北海道

小樽市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
〈新設〉市内に新たに工場等を設置する場合:新たな建物及び償却資産の設置 5,000	―	固定資産税 都市計画税	課税免除	3年間 100%
〈新設〉市内に新たに既存の建物(中古)を取得し当該建物を工場等として設置する場合:新たな償却資産の設置 3,000	―	固定資産税	課税免除	3年間 50%
〈増設〉市内に工場等を設置している者が、当該工場等の敷地に工場等として建物を増築する場合:新たな建物及び償却資産の設置 3,000	―	固定資産税 都市計画税	課税免除	3年間 100%
〈増設〉市内に工場等を設置している者が、当該工場等の償却資産の拡充又は更新する場合:新たな償却資産の設置 3,000	―	固定資産税	課税免除	3年間 50%※

○対象となる施設:工場等(製造関連施設、物流関連施設、学術・研究開発関連施設、情報サービス関連施設、エネルギー関連施設)

※1施設(工場)につき1社1回限り。ただし、取得価格が5億円を超える場合は複数回の利用が可能

〈補助金、融資、奨励金の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
小樽市中小企業等振興条例	H7.7	○工場等を新・増改築又は購入する場合で、次のいずれかに該当する方 ①市内において事業を営んでいる中小企業等 ②過去に小樽市土地購入資金の融資を受けた土地に工場等の新・増改築又は購入を行う企業 ③小樽市が誘致した企業	融資(設備総合資金) ○融資限度額 1億円以内 ○期間 15 年以内(据置期間1年含む) ○年利 ・3.1%(10 年未満) ・3.3%(10 年以上) ・3.1%(10 年以上<変動金利>) ※令和8年4月1日現在

01205

北海道

室蘭市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
本市の区域内に施設を有しない者が、新たに本市の区域内に施設を設置するもの及び自動車、航空機、環境・エネルギー分野の製造業の新設 固定資産評価額　2,500	(新設) 雇用増　5名以上 (増設) 雇用増　2名以上	課税免除	新規の施設、設備にかかる固定資産税及び都市計画税 (通算2億円限度)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
室蘭市産業振興条例	S59.12 H21.9改正 H30.4改正	(対象業種) ①製造業、建設業、運送業、卸売業、電気業、ガス業、熱供給業 ②産業支援サービス業(通信、機械設計業など) ③試験研究施設(自然科学系) ④ホテル・旅館業 ⑤観光関連業(観光振興計画に記載があること) ⑥環境・リサイクル関連産業(再資源化を行う施設)	【施設設置補助金】 (中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の増設の場合) ○固定資産税及び都市計画税相当額の一定の割合を助成(限度額2億円) 初年度　100% 2年度　75% 3年度　50%
			【施設用地取得補助金】 ○用地取得のうち対象面積に係る固定資産評価額の 40%を3年分割で助成(限度額1億円)
		(新設) A.固定資産評価額 2,500 万円以上の設備投資 B.常用従業員 5 名以上 (増設) A.固定資産評価額 2,500 万円以上	【雇用補助金】 ○雇用増となる常時雇用する従業員1人当り30 万円を助成(限度額6,000 万円)

		の設備投資 B.常用従業員 2 名上の増加 （省力化を目的としたロボット等を導入した場合は B の要件を免除）	【操業補助金】 ○ビル等の賃貸料・通信回線使用料金電気料金・上下水道料金の中から1つを選択し、年間使用量の 1/2 を3年間助成。 ※課税免除・施設設置助成・用地取得助成との併用不可
		（対象業種） 自動車、航空機、 環境・エネルギー分野の製造業	【施設設置補助金】 ○固定資産評価額の5％を単年度で助成（限度額2億円）
			【施設用地取得補助金】 ○用地取得のうち対象面積に係る固定資産評価額の 40％を3年分割で助成（限度額1億円）
		（新設・増設） A.固定資産評価額 2,500 万円以上 の設備投資 B.新設の場合常用従業員 5 名以上 増設の場合常用従業員 2 名以上の増加 （増設時、省力化を目的としたロボット等を導入した場合は B の要件を免除）	【雇用補助金】 ○雇用増となる常時雇用する従業員1人当り 30 万円を助成（限度額 6,000 万円）
			【操業補助金】 ビル等の賃貸料・通信回線使用料金電気料金・上下水道料金の中から1つを選択し、年間使用量の 1/2 を3年間助成。 ※課税免除・施設設置助成・用地取得助成との併用不可

01209

北海道

夕張市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1. 製造業、旅館業 ・500 万円以上 (資本金 5,000 万円以下) ・1,000 万円以上 (資本金 5,000 万円～1 億円以下) ・2,000 万円以上(資本金1億円超) 2. 農林水産物等販売業、情報サービス業等 ・500 万円以上(資本金額の定め無し)	―	課税免除	固定資産税	3年間

01210

北海道

岩見沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1.地域未来投資促進法(岩見沢市基本計画)に基づく地域特性を活用した承認地域経済牽引事業者であって、工場等を新増設するもの。(工場等の取得合計額 2,000 万円超え) ≪岩見沢市の地域特性≫ ①食品製造業の集積を活用した食品製造関連事業 ②充実した高度情報通信基盤を活用したデジタル事業 ③ワイナリー等の観光資源を活用した観光事業 ④先駆的な健康経営都市宣言の取組を活用したヘルスケア事業 ⑤道央自動車道等の交通インフラを活用した物流関連事業		課税免除	固定資産税	3年間
2.過疎地域において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する工場等を新増設するもの。(対象業種に応じた資本金等の額により、取得価額の基準有)				
3.地域再生法に基づく認定事業者であって、特定業務施設の新増設に係る取得合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上であること。		不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
岩見沢市工場等設置奨励条例	S38.11	○上記〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉の 1 または 2 に該当し、新たに市内居住者1人以上を雇用した場合。	補助金 ○新増設に伴い、雇用期間に定めがなく、雇用保険の被保険者であり、年間給与所得 130 万円以上の市民を新規に1人以上雇用したときに1人 30 万円(上限 3,000 万円)
岩見沢市中小企業等振興条例	S53.3	○中小企業者等が市長の指定する工業団地に工場又は事務所若しくは倉庫を設置する場合又は当該工業団地内の土地を取得する場合	融資 設備資金の融資 ○融資限度額 1億円 ○償還 15 年以内(うち据置2年) ○金利 変動金利(長期プライムレート)

岩見沢市新産業創出・雇用促進支援補助金要綱	H15.3	【対象企業】 先端技術産業等で成長性の高い事業を行う企業で、市内に事業所等を開設し、又は増設し、かつ、下記の①～③のいずれかに該当するもの ①当該事業所等の操業開始日までの間に、新たに本市の市民を1人以上雇用する企業 ②本市イントラネットワークを経由して、外部通信回線と接続した通信回線を活用して事業を行う企業 ③事業所の新築、増築又は既存物件の取得及び設備機器の購入に係る投資額の総額が 20 億円を超える企業 【対象事業】 (1)事業所等の新築、増築又は既存物件の取得 ・新築、既存物件に係る投資額が 3,000 万円以上かつ 500 ㎡以上の場合 ・増築に係る投資額が 1,000 万円以上かつ 500 ㎡以上の場合 (2)設備機器の購入金額が 1,000 万円以上 (3)事業所等の賃貸で月額 25 万円以上 ※(2)(3)はいずれかを選択 (4)人材育成、教育研修 ・操業開始日前の研修等に係る費用(市民新規雇用3人以上) ・操業開始日から各 1 年が経過した日において、当該日と各 1 年前の日を比較し、市民である雇用者が増加していること (5)通信・電話回線の活用 ・本市イントラネットワークを経由して使用する通信回線並びに電話回線料金 (6)固定資産税相当額 ・上記(1)(2)の対象事業に係る固定資産税	補助金 (1)投資額の 1/5 以内補助 (上限 2,000 万円 ※ただし、事業所等の増築の場合は 500 万円を上限とする。) (2)購入額の 1/5 以内補助 (上限 4,000 万円 ※ただし、事業所等取得費の補助対象となる新築又は既設物件の取得を伴わない場合は 1,500 万円を上限とする。) (3)賃貸料の 1/4 以内補助 (交付総額上限 1,500 万円・3年以内) (4)1人当たりの賃金及び研修費相当額と 20 万円を比較して、いずれか少ない方の額を交付 (交付総額上限 2,000 万円) (5)通信回線の 1/3 以内補助、電話回線の 1/4 以内補助(交付総額上限 1,500 万円・3年以内) (6)固定資産税相当額を補助 (交付総額上限 1,000 万円・3年以内) ※補助上限額は、上記額と5年後の付加価値増加額のいずれか低い額とする。
		【対象企業】 本市内に新たにサテライトオフィスを設置する市外企業 【対象経費】 (1)整備費 建物の新増築、既存物件の取得、賃貸物件の改修等、サテライトオフィスの整備に要する経費(20 万円以上) (2)設備費等	対象経費の 1/2 以内補助(ただし、30 万円に新たに雇用した本市の市民の数に 30 万円を乗じた額を加算した額を上限とする)

		サテライトオフィスで使用する設備及び備品の取得に要する経費（20 万円以上）	

01213

北海道

苫小牧市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
苫小牧市企業立地振興条例	S59.10 S63.4 H1.7 H8.10 H15.4 H20.4 H22.12 H24.7 H27.4	(初期投資の軽減) 〔対象〕工場、物流施設、再資源化施設、国際物流関連施設、機械修理施設、植物工場、情報通信関連施設、試験研究施設、再生可能エネルギー発電設備 ○新設・増設等 土地取得面積 2,000 ㎡以上 固定資産取得価額 2,000 万円以上 3年以内の操業	(補助金) 土地代の 10％引き(市有地に限る)
	R4.4 R8.4	(事業場設置助成金) 〔対象〕工場、物流施設、再資源化施設、国際物流関連施設、機械修理施設、植物工場 ○新設 土地取得面積(賃借含)2,000 ㎡以上 固定資産取得価額 2,000 万円以上 ○増設等 増設に係る面積 300 ㎡以上 固定資産取得価額 2,000 万円以上	(事業場設置助成金) 同一企業の事業場設置助成金につき通算限度額 10 億円 ○新設 ・新規雇用者 10 人以上 3年の固定資産税相当額 (限度額2億円) ・上記以外のもの 2年の固定資産税相当額 (限度額1億円) ○増設等 ・新規雇用者5人以上 2年の固定資産税相当額 (限度額2億円) ・上記以外のもの 2年の固定資産税相当額 (限度額1億円)
		〔対象〕情報通信関連施設、試験研究施設 ○新設・増設等 固定資産取得価額 2,000 万円以上 〔対象〕再生可能エネルギー発電設備 ○新設・増設等 固定資産取得価額 5億円以上	○新設 ・新規雇用者5人以上 3年の固定資産税相当額 (限度額2億円) ・上記以外のもの 2年の固定資産税相当額

			（限度額1億円） ○増設等 ・新規雇用者5人以上 2年の固定資産税相当額 （限度額2億円） ・上記以外のもの 2年の固定資産税相当額 （限度額1億円）
		（雇用助成金） 〔対象〕工場、物流施設、再資源化施設、国際物流関連施設、機械修理施設、植物工場、情報通信関連施設、試験研究施設、再生可能エネルギー発電設備 ○新設・増設等 固定資産取得価額 2,000 万円以上 新規雇用者 5人以上	（雇用助成金） ○新設・増設等 新規雇用者1人 30 万円 （限度額1億円）
		（緑化助成金） 〔対象〕工場、物流施設、再資源化施設、国際物流関連施設、機械修理施設、植物工場 ○新設 土地取得面積 2,000 ㎡以上 土地取得面積の 10%以上の緑化 操業開始から 2 年以内の緑化 ○増設等 土地取得面積 300 ㎡以上 土地取得面積の 10%以上の緑化 操業開始から 2 年以内の緑化 〔対象〕情報通信関連施設、試験研究施設、再生可能エネルギー発電設備 ○新設・増設等 土地取得面積 300 ㎡以上 土地取得面積の 10%以上の緑化 操業開始から 2 年以内の緑化	（緑化助成金） ○新設・増設等 緑化事業費の 30%相当額 （限度額 1,000 万円）

01215

北海道

美唄市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○工場等、宿泊施設、観光施設の新設・増設 ○リサイクル設備、新エネルギー装置の導入 新たに取得した家屋、附属設備、構築物及び償却資産の価額の合計が 500 万円以上	―	課税免除	固定資産税	3年間 100/100 新設のみ 4年度 40/100 5年度 20/100
		課税免除	都市計画税	
○鉱業所の新設 新たに取得した家屋、附属設備、構築物及び償却資産の価額の合計が 500 万円以上	20 人以上	課税免除	固定資産税	1年度 50/100 2年度 30/100 3年度 15/100
		課税免除	都市計画税	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
美唄市産業振興条例	H16.4	空知団地及び東明工業団地での新設 ○工場、ソフトウエアハウス、試験研究施設、衛星通信施設、物流関連施設、コールセンター施設、データセンター施設、情報サービス業等の用に供する施設、植物工場、水産養殖場 ①投資額 2,700 万円以上 ①-1 雇用増 5人以上 ①-2 工業用水 1 日 50 ㎥以上 ①-3 土地取得 取得後3年以内に操業開始	補助金 ①投資額の 10% (限度額 5,000 万円) ①-1 1人 30 万円 (限度額 2,000 万円) ①-2 1㎥当たり 20 円(3年間) (限度額1年につき 300 万円) ①-3 取得額の 25% ※空知団地のうち市が所有する用地は 90% (限度額 5,000 万円)
		空知団地及び東明工業団地以外の地域での新設 ○工場、ソフトウエアハウス、試験研究施設、衛星通信施設、物流関連施設、コールセンター施設、データセンター施設、情報サービス業等の用に供する施	補助金 ①投資額の6% (限度額 3,000 万円) ①-1 1人 30 万円

		設、植物工場、水産養殖場、宿泊施設、観光施設 ①投資額 2,700 万円以上 ①-1 雇用増 5人以上 ①-2 土地取得 取得後3年以内に操業開始	（限度額 2,000 万円） ①-2 取得額の 20% （限度額 2,500 万円）
		市内全域での増設 ○工場、ソフトウエアハウス、試験研究施設、衛星通信施設、物流関連施設、コールセンター施設、データセンター施設、情報サービス業等の用に供する施設、植物工場、水産養殖場、宿泊施設、観光施設 ○リサイクル設備、新エネルギー装置の導入 ①投資額 1,000 万円以上 ①-1 雇用増 2人以上 ①-2 工業用水 1 日 50 ㎥以上 **※リサイクル設備とは、製造過程において出る廃棄物の再原料化又は加工により別製品化するものをいい、新エネルギー装置とは、新エネルギーの利用により工場内の照明及び動力へのエネルギー供給のための発電又は冷暖房を行う装置をいう**	補助金 ①投資額の5% （限度額 3,000 万円） ①-1 1人 30 万円 （限度額 1,500 万円） ①-2 1㎥当たり 20 円（3年間） （限度額1年につき 300 万円）

01216

北海道

芦別市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
・製造業、旅館業　500 （資本金が 5,000 万円超の事業者は取得価格が 1,000 万円以上のもの。資本金が 1 億円超の事業者は取得価格が 2,000 万円以上のもの。） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等　500	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
芦別市企業振興促進条例	S46.3 全部改正 H9.4 一部改正 H14.4 一部改正 H17.6 一部改正 H20.12 一部改正 H25.4 一部改正 R2.4 一部改正 R3.12 一部改正	○償却資産の取得を伴う固定資産を取得した者で、次に掲げる事業の一つに該当するもの 1.製造業、旅館業で取得価格が 500 万円以上のもの（資本金が 5,000 万円超の事業者は取得価格が 1,000 万円以上のもの。資本金が 1 億円超の事業者は取得価格が 2,000 万円以上のもの。） 2.農林水産物等販売業、情報サービス業等や既に本市において製造業等を営んでいる期間が継続して 1 年以上である者（特例事業者）が行う当該事業で取得価格が 500 万円以上のもの	奨励金 ①家屋の新築が伴う場合 取得価額の 50%以内 （限度額1億円） ②家屋の新築が伴わない場合 取得価額の 30%以内 （限度額 5,000 万円） 1年次 70%、2年次 30%

01217

北海道

江別市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業計画について北海道知事から認定をうけた事業者のうち、下記の要件を満たす事業者 ・土地、家屋、構築物の取得価額 1 億円以上(農林漁業関連は 5,000 万円以上) ・土地は、取得日の翌日から 1 年以内に建設着手した場合	―	課税免除 ○土地・家屋・構築物・償却資産	固定資産税	3年

※地域経済牽引事業計画の認定に基づく固定資産税の減免に関する詳細はこちら

(URL:http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kigyouricchi/59435.html)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
江別市中小企業振興条例	S54.3 S54.9 改正 S60.7 改正 H12.12 改正	【商工業設備資金】 1.次のいずれかに該当するもの ①市内で 1 年以上の事業実績を有する中小企業者等 ②市外で 1 年以上の事業実績を有し、市内に事務所又は事業所等を開設しようとするもの 2.北海道信用保証協会の保証対象業種に該当するもの 3.市税を完納しているもの ※1～3 全て満たしていること	【商工業設備資金】(融資) ○会社・個人 5,000 万円以内 15 年以内(うち据置 2 年以内) ○団体・組合 1億円以内 15 年以内(うち据置 2 年以内)
		【新規開業者、産学、産産連携事業資金】 1.新規開業者及び産学官、産産など共同開発研修成果を応用した事業を行う新規開業者(市内に事務所又は事業所を開設すること。)	【新規開業者、産学、産産連携事業資金】(融資) ○運転資金 500 万円以内 5年以内(うち据置 6 ヶ月以内) ○設備資金 1,000 万円以内 10 年以内(うち据置 1 年以内)

		2.北海道信用保証協会の保証対象業種に該当するもの 3. 市税を完納しているもの ※1～3 全て満たしていること	
江別市企業立地等の促進に関する条例	H25.12	【対象施設】 製造加工施設、環境エネルギー関連施設、試験研究施設、物流関連施設、植物工場、情報関連施設、コールセンター、本社機能を有する事務所又は事業所(本社機能移転補助金のみ)	
		【立地補助金】 ○新設 ・固定資産税評価額(家屋・償却資産)2,000 万円(食関連は 1,500 万円)以上 ≪要件①≫ ○増設 ・増設部分の固定資産税評価額(家屋・償却資産)2,000 万円(食関連は 1,500 万円)以上 ≪要件②≫ ・雇用規模維持又は拡大	【立地補助金】 ○金額 固定資産税相当額(家屋・償却資産) ○期間 3 年間 ○限度額 ・新設 5,000 万円/年 ・増設 2,000 万円/年
		【雇用補助金】 ○新設 ・≪要件①≫ ・雇用増 5 人以上 ○増設 ・≪要件②≫ ・雇用増 3 人以上	【雇用補助金】 ○金額 ・市内居住雇用者増 1 人あたり 20 万円 ※障がい者の場合 20 万円加算 ・市外居住雇用者増 1 人あたり 10 万円 ○期間 5 年間 ○限度額 1,000 万円/年 ※障がい者加算分は限度額に含まず
		【下水道使用料補助金】 ○新設 ・≪要件①≫ ・1 月あたりの使用水量が 500 ㎥以上 ○増設 ・≪要件②≫ ・1 月あたりの使用水量が 500 ㎥以上(増設に伴う増加分に限る)	【下水道使用料補助金】 ○金額 各月 500 ㎥を超える部分の年間下水道使用料(消費税除く)の 1/2 ※千円未満切捨て ○期間 5 年間 ○限度額

		・雇用規模維持又は拡大	1,000 万円/年
		【設備更新補助金】 ・中小企業であること ・市内で10年以上事業継続していること ・市内対象施設の雇用規模維持又は拡大 ・固定資産税評価額(設備更新する償却資産のうち機械及び装置)2,000 万円以上	【設備更新補助金】 ○金額 固定資産税相当額(償却資産のうち機械及び装置) ○期間 3 年間 ○限度額 1,000 万円/年
		【本社機能移転補助金】 ・市外から江別市内に本社機能の全部又は一部を移転すること ・移転による雇用増 20 人以上 ・事務所又は事業所の面積が 300 ㎡以上 ・市外から市内に本社機能を移転することを公表すること	【本社機能移転補助金】 ○金額 ・固定資産税相当額(家屋・償却資産) ※賃借の場合は賃料の 1/2(道内他市町村からの移転の場合のみ) ・市内居住雇用者増 1 人あたり 20 万円 ※障がい者の場合 20 万円加算 ・市外居住雇用者増 1 人あたり 10 万円 ○期間 ・固定資産税相当額、賃料補助 3 年間 ・雇用増 5 年間[一定条件により 10 年間] ○限度額 ・固定資産税相当額 5,000 万円/年 ・賃料補助 1,000 万円/年 ・雇用増 1,000 万円/年 ※障がい者加算分は限度額に含まず
江別市サテライトオフィス設置推進補助金交付要綱	R4.5.9	【サテライトオフィス設置推進補助金】 ・本市に本社及び事業所がない企業が市内に自社用として新しくサテライトオフィスを開設すること。 ・3年以上創業を継続することが見込まれること。 ・開設するサテライトオフィスにおいて常	【サテライトオフィス設置推進補助金】 ○対象経費 ・施設整備経費:改装に要する経費、電気、ガス、空調設備、トイレ等 ・通信環境整備費:Wi－Fi、LAN環境構築のための機器設置工事等 ・什器・機器導入費:机、イス、パソコン、プリン

		勤雇用者が2人以上就労すること。	タ、コピー機等 ・賃借料：サテライトオフィス賃料　※最大6か月 〇補助率 補助対象経費の2分の1（補助上限500万円）

※江別市中小企業振興条例に基づく融資の詳細はこちら

（URL：https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/2247.html）

※江別市企業立地等の促進に関する条例に基づく補助金の詳細はこちら

（URL：http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kigyouricchi/16305.html）

※江別市サテライトオフィス設置推進補助金の詳細はこちら

（URL：http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kigyouricchi/16305.html）

01218

北海道

赤平市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設・更新　1,500	新増設 3増、更新 1増	課税免除	固定資産税	5年間全額

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
赤平市企業振興促進条例	S63.10 H2.3 改正 H6.12 改正 H8.6 改正 H12.6 改正 H17.1 改正 H24.4 改正 H30.4 改正	○新設　投資額 1,500 万円以上 雇用増　3人以上 ○増設　投資額 1,500 万円以上 雇用増　3人以上 ○更新　投資額 1,500 万円以上 (機械及び装置・工具などの更新) 雇用増　1人以上 ○新設・増設にかかり、市内に用地を取得し、3年以内に建設に着手した場合で、同要件に該当するもの	助成金 ○投資に対する助成投資額の 10% (限度額 5,000 万円) ○雇用に対する助成雇用増(市内居住者のみ) 1人当たり 50 万円 (限度額 5,000 万円) ○工場取得に対する助成 取得額のうち工場等の床面積相当額の 30%の額 交付は1回限り
赤平市中小企業融資条例	H26.3 制定 H30.4 改正	○中小企業者等で、市内に独立した事業所(店舗)を有し同一事業を引き続き1年以上営むもの ○市税を完納しているもの	○短期運転資金 ・融資額　1,000 万円以内 ・返済期限　1年以内 ○長期運転資金 ・融資額　1,000 万円以内 ・返済期限　7年以内 ○設備資金 ・融資額　3,000 万円以内 ・返済期限　10 年以内 ○融資利率 それぞれに長期プライムレートを加える ・短期運転資金　0.2% ・長期運転資金　0.3% ・設備資金(7年以内)　0.3%

			・設備資金（7年超10年以内） 0.5% ○保証料の補給 ・保証協会の信用保証料の全額補給（短期運転資金を除く） ○利子補給 ・融資利率の2分の1を補給 （1%を限度とし、最初の5年間のみ）

01222

北海道

三笠市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業 新増設　2,100	5	課税軽減	固定資産税	3年間 100/100
製造業又は旅館業　500～2,000 ※資本金の額等で投資額が変動します。 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 新増設　4,200	5			
商業・観光業・製造業・ 最低 500 万円～ 住宅賃貸業・旅館業等 ※資本金額・業種により異なります。	―	課税軽減	固定資産税	3年間 50/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
三笠市産業開発促進条例	S38.3	○新設・増設 投資額 5,000 万円以上 (土地購入代金は含まない) 雇用人員 5人以上	補助金 ○工場等に係る投資額に対する補助 投資額の5%(限度額 3,000 万円) 増設は1回限り
		○新設・増設 製造業 2,100 万円超 雇用人員 5人以上 製造業以外 4,200 万円超 雇用人員 5人以上	補助金 ○新たな雇用者に対する補助 1人当たり 20 万円 (限度額 1,500 万円) 増設は1回限り
		○新設・増設 製造業 2,100 万円超 雇用人員 5人以上 水使用量 1日 50 ㎥以上 製造業以外 4,200 万円超	補助金 ○工場用水使用料に対する補助 年水使用料金の 20%補助 ただし、操業開始後3年間 (限度額1年間 500 万円)

		雇用人員　5人以上 水使用量　1日 50 ㎥以上	増設は1回限り
三笠市商工業等元気支援条例	H12.3	○製造業・住宅賃貸業・商業・観光関連産業を営む者等 設備投資額　最低 500 万円～(※ただし、業種や資本金の額に応じて異なります。)	補助金 ○投資額の5% ○限度額　300 万円
三笠市工業団地貸付条例	H20.6	○雇用人員5人以上 1年以内に工場を新設し操業又は賃貸する者	土地の無償貸与 ○10 年間 ※保証金等詳しい貸付条件については要問合せ

01224

北海道

千歳市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
千歳市工業等振興条例	S61.4 H12.3 改正 H14.9 改正 H21.3 改正 H22.3 改正 H29.4 改正	ア. 製造業工場・施設 イ. 物流施設 ウ. 自然科学に関する試験研究施設等 エ. 情報通信業、コールセンター業等施設 オ. 植物工場 カ. 地域経済活性化等に寄与する施設 キ. 貸工場 (新設・増設) ・投資額 2,500 万円超 (設備更新) ・投資額 2,500 万円超かつ市内操業5年超中小企業者 (賃借施設による新設) ※エ.を除く工場等 ・常用雇用者増加数 10 人以上	(新設・増設) ① 投資に対する助成 取得資産に対して課せられる固定資産税に相当する額 助成期間:2年間 ※常用雇用者の増加数3人以上の場合 3年間交付 〈合計限度額2億円〉 ② 雇用の増加に対する助成 常用雇用者の増加数3人以上の場合、増加となる常用雇用者(6か月以上市内居住者)1人につき 30 万円 助成期間:2年間 ※1人1回限り 〈限度額 3,000 万円〉 (設備更新) ・取得資産に対して課せられる固定資産税に相当する額 助成期間:2年間 〈合計限度額2億円〉 (賃借施設による新設) ・増加となる常用雇用者(6か月以上市内居住者)1人につき 30 万円 助成期間:2年間 ※1人1回限り 〈限度額 3,000 万円〉
		上記エ.の工場等 (賃借施設による開設) ・開設時常用雇用者 10 人以上	①開設から3年間の常用雇用者及び施設賃料の助成 〈※ア+イの合計限度額 1,000 万円×3年間〉 ア.常用雇用者(6か月以上市内居住者)1人につき 30 万円 ※1人1回限り イ.賃借施設賃料の2分の1に相当する額(1万円/月・坪上限) ②開設時の研修費用 1人 20 万円上限・開設から1年以内 〈限度額 500 万円〉

※全対象施設において地域要件有

01225

北海道

滝川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法(北海道滝川市基本計画:物流関連分野、農商工連携・地域商社分野)に係る地域経済牽引事業者		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
滝川市商工業振興条例	S56.7 R1.12 改正	【特別融資資金】 目的　中小企業の経営安定と合理化、設備の近代化を促進するために融資するもの。 ○資本の額又は出資の総額が製造業、建設業、運輸業その他の業種では3億円(卸売業1億円)以下の会社並びに常時使用する従業員が300 人以下(卸売業 100 人以下)小売、サービス業にあっては5千万円以下で従業員はそれぞれ 50 人以下、100 人以下の会社及び個人 ○市内で 1 年以上の事業実績を有し、本市に独立した事業所及び店舗を有するもの(但し、企業の信用度合により、1 年未満であっても取り扱うことができる) ○中小企業等協同組合法による事業協同組合及び企業組合 ○商店街振興組合法による商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 ○生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律による生活衛生同業組合 ○北海道信用保証協会の対象業種であること ○市税を完納しているもの	○運転資金 ・融資額　1,000 万円以内 ・融資期間　7年以内(据置1年以内) ○設備資金 ・融資額　1,000 万円以内 ・融資期間　10 年以内(据置1年以内) ○利率 ・1年以内　長期プライムレートと同率 ・1年超　長期プライムレート+0.20% ・7年超　長期プライムレート+0.30% ○担保 ・必要に応じて要 ○保証人 ・法人は必要に応じて要 ・個人は不要 ○備考 ・信用保証付き(保証料 1/2 補給あり) ・ただし、以下の場合は除く ①1年以内の借入 ②1年以内の繰上償還 ③一括返済(手形貸付等)／不均等分割返済 ④延滞 ⑤廃業 ⑥代位弁済

		【産業創造パワーアップ資金】 目的　起業、事業規模の拡大、事業の多角化、業種転換並びに新技術・新商品等の開発・活用等のための資金。 ○特別融資資金の対象者（①を除く）であり、以下のいずれかに該当する方 ①起業 ②事業規模の拡大 1. 製造能力の増大 2. 処理能力の増大 3. 従業員数の増加 4. 事業所数の増加 ③新事業への展開 1. 新分野への進出 2. 新技術・新製品の開発、製品の高度化、高付加価値化 3. 現在、営んでいる事業のうち、特定分野について分社化（独立）して事業を行うもの 4. 新事業進出のための人材の確保・育成、知的経営資源を活用するもの	○資金使途 ・事業資金 ○融資額 ・2,000 万円以内 ○融資期間 ・10 年以内（据置1年以内） ○利率 ・固定　長期プライムレートと同率 ・変動　長期プライムレート−0.20％ ○担保 ・必要に応じて要 ○保証人 ・法人は必要に応じて要 ・個人は不要 ○備考 ・利子金額補給（3年間） ・ただし、以下の場合は除く ①1年以内の借入 ②1年以内の繰上償還 ③一括返済（手形貸付等）／不均等分割返済 ④延滞 ⑤廃業 ⑥代位弁済 ・信用保証付きとすることができる（金利選択制）
		【産業立地資金】 目的　市内において工場等の新設を行う場合に資する設備投資資金 ○市内において設備投資額が 2,500 万円以上となる工場等の新設（中小企業者等が現に所有又は借用していない土地に新たに工場等を設置すること）を行うもの ※設備投資とは、事業用地の取得、工場等の設置又は機械設備の導入を行うことをいう ○中小企業者等であり北海道信用保証協会の保証対象業種	○資金使途 ・設備投資資金 ○融資額 ・5,000 万円以内 ○融資期間 ・15 年以内（据置2年以内） ○利率 ・固定　長期プライムレート+0.10％ ・変動　長期プライムレート−0.10％ ○担保 ・必要に応じて要 ○保証人 ・必要に応じて要 ○備考

			・信用保証付きとすることができる（金利選択制）
滝川市企業立地促進助成金交付要綱	R7.3	次の各号のいずれにも該当する者であって、別表に掲げる産業又は業種を主たる事業とするものであること。 （1） 本市の区域内において工場等の新設等を行う者。 （2） 投資額が2,500万円以上で、新規雇用者の数が3人以上であること。 （3） 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則に規定する立地計画の認定を北海道知事から受けていること。 （4） 市税を滞納していない者。 （別表） 1 製造業 2 植物工場 3 自然科学研究所 4 高度物流関連事業 5 データセンター事業 6 IT産業 7 コールセンター事業	（助成金の額） 投資額の 100 分の4に相当する額（当該額が1,000 万円を超えるときは、1,000 万円）とする。
滝川市成長産業集積促進助成金交付要綱	R7.4	次の各号のいずれにも該当する者であって、航空宇宙分野に関連する別表に掲げる産業を主たる事業とするものであること。 （1） 本市に企業進出もしくは新規創業し、本市の区域内において工場等の新設等を行う者。 （2） 投資額が 1,000 万円以上であること。 （3） 市税を滞納していない者。 （別表） 1 航空機・同付属品製造業 2 その他の輸送用機械器具製造業（ロケット製造業（武器用を除く。）、ブースター製造業、人工衛星製造業、宇宙船製造業及び気象観測用バルン製造業に限るものとし、これらの製造業（ブースター製造業を除く。）において製造する飛翔体に係る部分品、附属品及び補助装置等を製造す	（助成金の額） 投資額の 100 分の 10 に相当する額（当該額が300 万円を超えるときは、300 万円）とする。

		る事業所を含む。） ３ 通信業 ４ インターネット付随サービス業 ５ 学術･開発研究機関 ６ 機械修理業 ７ 情報通信技術利用業 ８ 物品賃貸業	
滝川市立地企業サポート助成金交付要綱	R8.4	助成金の交付を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当する者であって、市税を滞納していないもの。 (1)滝川市企業立地促進助成金交付要綱（令和７年滝川市要綱第９号）第４条第２項に基づく指定の通知を受けている者 (2)滝川市成長産業集積促進助成金交付要綱（令和７年滝川市要項第 17 号）第４条第２項に基づく指定の通知を受けている者 助成金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は次の各号のいずれかに該当するもの。 (1)工場等の周辺環境整備に係る事業 (2)人材育成・確保に係る事業 (3)地域への波及効果の創出や普及啓発に係る事業 (4)その他、市長が特に必要と認める事業	（助成金の額） 交付対象経費の２分の１に相当する額（当該額が一会計年度で交付対象者あたり 100 万円を超えるときは、100 万円）とする。

01226

北海道

砂川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○製造業、旅館業 取得価額は資本金に応じて次のとおり ・資本金5,000万円以下:500万円以上 ・資本金5,000万円超1億円以下:1,000万円以上 ・資本金1億円超:2,000万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 取得価額 500万円以上	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
砂川市企業振興促進条例	H1.6 H9.3 改正 H21.3 改正 H24.9 改正 H28.3 改正 H30.3 改正 R2.3 改正 R7.6 改正	(工業地域若しくは特別指定地域) 新設・増設・移設 (商業地域若しくは近隣商業地域) 新設・増設・改修 (その他地域) 新設・増設 (1)製造業、運輸業、卸売業、観光事業施設(改修以外)・宿泊施設・スポーツ施設・レクリエーション施設・教育文化施設・ソフトウェアハウス・試験研究等施設・植物工場施設 ① 投資額 1,500 万円以上 ② 常用従業員 3人以上 (2)観光事業施設(改修に限る) ① 投資額 1,000 万円以上 (3)前各号と区分を異にする施設 ①投資額 1,500 万円以上 ②市内に企業施設を有する者が移設する場合	【企業施設用地取得補助金】 ①税に対する補助 (工業地域若しくは特別指定地域) ・固定資産税及び都市計画税相当額(3年間 100% 4年目 40%　5年目 20%) (その他地域) ・固定資産税及び都市計画税相当額(3年間 100%) ②用地取得に関する補助 工業地域若しくは特別指定地域の用地を取得した場合、取得額の50%(限度額5,000万円)ただし、道央砂川工業団地における砂川市及び砂川市土地開発公社の所有地を取得した場合、用地取得額の60%(限度額6,000万円) 【企業施設建設補助金】 ①税に対する補助 (工業地域若しくは特別指定地域) ・固定資産税及び都市計画税相当額(3年間 100% 4年目 40%　5年目 20%)

			（その他地域） ・固定資産税及び都市計画税相当額（3年間100%） ②施設建設に関する補助 （工業地域若しくは特別指定地域） ・投資額の 15%(限度額1億 5,000 万円） （工業専用地域） ・投資額の 10%（限度額 5,000 万円） （商業地域若しくは近隣商業地域） ・新設・増設：投資額の 15%（限度額1億 5,000 万円、改修の場合1億円） （その他の地域） 投資額の6%（限度額 3,000 万円） 【雇用奨励補助金】 増加従業員のうち市内居住従業員1人に対し 36 万円(限度額 2,400 万円） 【業務用水道補助金】 （工業地域・特別指定地域・工業専用地域） 1日平均 50m3 を超えて使用した場合、水道料金の20/100(1カ年 500 万円限度、3年間）
砂川市中小企業等振興条例	S46.3 H7.6 改正 H11.6 改正 H19.12 改正 H23.6 改正 H26.4 改正 H28.3 改正 H30.3 改正 R2.4 改正	○本市に1年以上の営業実績がある ○本市に主たる営業所又は事務所を有している ○信用保証協会の保証対象業種 ○市税の滞納がない	【融資資金】 （運転資金） ・融資額 500 万円以内 ・融資期間 7年以内 ・利率 長期プライムレートと同額 （設備資金） ・融資額 3,000 万円以内 ・融資期間 15 年以内（措置期間6カ月含） ・利率 5～10 年以内 長期プライムレートと同額 10～15 年以内 長期プライムレート＋0.3% 【補助金】 （運転資金） ○保証料の全額を補給 ○利子の1%を限度とする利率の 1/2 を補給 （設備資金） ○保証料の全額を補給 ○利子の1%を限度とする利率の 1/2 を補給

01227

北海道

歌志内市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設、増設又は取得等　500	新設、増設又は取得済　3	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
歌志内市産業開発促進条例	S39.4 (R4.12　全部改正)	①　投資額　新設、増設又は取得等 500 万円以上 ②　雇用増　3人以上 ③　対象業種 ・農業　・林業　・漁業　・鉱業　・建設業 ・製造業　・電気、ガス、熱供給、水道業 ・情報通信業　・運輸業　・卸売、小売業 ・金融、保険業　・不動産業 ・飲食店、宿泊業　・医療、福祉 ・教育、学習支援業　・複合サービス業 ・サービス業(他に分類されないもの)	補助金 ○投資額の6％ ○限度額　3,000 万円
		①　投資額　新設、増設又は取得等 500 万円以上 ②　雇用増　5人以上 ③　対象業種は上記	特別報奨金 ○増加従業員1人につき 10 万円 ○限度額　1,500 万円

01228

北海道

深川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業・旅館業・農林水産物等販売業 新増設　　2,700 超	―	課税免除 及び減免	固定資産税	3年間 100% 4年目 50% 5年目 25%

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
深川市工業等開発促進条例	H4.7 H17.6 一部改正 H18.12 一部改正 H24.3 一部改正 H31.3 一部改正 R3.9 一部改正	(1)製造業 (2)試験研究施設、ソフトウェアハウス (3)情報通信技術利用事業 (4)農業用施設(植物工場等) ①投資額　2,700 万円超 ②雇用増　3人以上 (増設の場合は2人以上で総数3人以上) (5)指定施設(運送業、倉庫業等) ①投資額　2,700 万円超	補助金 (工業団地) (1)(2)(3)投資額の 30%以内 ・限度額　1 億円 雇用増の人数により変動(雇用増 40 人以上は 1 億円、30～39 人は 8,000 万円、20～29 人は 7,000 万円、10～19 人は 6,000 万円、2～9 人は 5,000 万円) (1)(2)(3)(5) ・土地・建物の賃料の 50%以内 限度額　年 150 万円(5 年間) ・水道料金及び下水道使用料の 50%以内 限度額 500 万円(3年間) 雇用増の人数により変動(雇用増 40 人以上は500 万円、30～39 人は 400 万円、20～29 人は 300 万円、10～19 人は200 万円、2～人は100 万円) (1)工場から出荷先までの運送費の 50%以内 限度額 500 万円(3年間)雇用増の

			人数により変動(雇用増 40 人以上
			は 500 万円、30～39 40 人以上は 500 万円、30～39 人は 400 万円、20～29 人は 300 万円、10～19 人は 200 万円、2～9 人は 100 万円) (1)～(5) ・雇用増4人目以降 1 人につき 30 万円 限度額 1,200 万円 ・土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内を5年間(3年間 100%、4年目 50%、5年目 25%) ※上記(1)～(5)は、土地取得面積が 500 ㎡以上の場合は取得額の 100%以内(広里工業団地に限る。多度志地域・納内地域は10%以内)も併せて補助 ・限度額 3,000 万円
		製造業、試験研究施設、ソフトウェアハウス、 情報通信技術利用事業、旅館業、 農林水産物等販売業、情報サービス業等 ・投資額 500 万円超 ※製造業・旅館業の場合は、資本金等の額が5千万円を超え1億円以下の法人は1千万円、1億円を超える法人は2千万円	・土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内を5年間(3年間 100%、4年目 50%、5年目 25%)
		(1)製造業、試験研究施設、ソフトウェアハウス、 情報通信技術利用事業 ①投資額 2,700 万円超 ②雇用増 3人以上 (増設の場合は2人以上で総数3人以上) (2)観光施設、その他の施設 ①投資額 2,700 万円超 ②雇用増 3人以上 増設の場合は2人以上で総数 3 人以上	補助金 (工業団地以外) (1)投資額の 21%以内 限度額 5,000 万円 雇用増の人数により変動(雇用増 40 人以上は 5,000 万円、30～39 人は 4,500 万円、20～29 人は 4,000 万円、10～19 人は 3,500 万円、2～9 人は 3,000 万円)

			⑵土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内を5年間（3年間 100％、4年目 50％、5年目 25％） ⑴⑵ ・雇用増4人目以降 1 人につき 30 万円 限度額 1,200 万円

01230

北海道

登別市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　3,000 超	新設4人、増設2人	課税免除	固定資産税	3年間

※対象要件は、下記〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉に同じ。

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
登別市企業立地振興条例	S60.3 (H30.3 改正)	○製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、情報通信技術利用業、承認地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る)の新設又は増設で投下固定資産の総額が 3,000 万円を超えること ○新たに雇用した常用従業員が新設にあっては４人以上、増設にあっては ２人以上であること (地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業について、主務大臣の確認を受けた場合、対象要件から雇用の要件がなくなります。)	雇用補助金 ○常用従業員数×30 万円 (限度額 2,000 万円)

01231

北海道

恵庭市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
下記を除く業種 ＜投資規模要件＞ 土地・建物・構築物の合計取得金額:1億円超	―	課税免除	固定資産税	3年間
＜農林漁業関連業種＞ ● 製造業のうち 「食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業」 ● 卸売業のうち 「各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業」 ＜投資規模要件＞ 土地・建物・構築物の合計取得金額:5千万円超	―	課税免除	固定資産税	3年間

地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者は、当該計画に基づいて一定の要件の土地や施設(建物や構築物)を設置した場合、固定資産税の課税免除を受けることができます。

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
恵庭市企業立地促進条例	H15.7	1.対象となる工場等 ①物品の製造又は加工施設 ②物流施設(道路貨物業、倉庫業及び卸売業を営む物流関連事業者が自ら使用する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う施設) ③試験研究施設等(研究開発、試験、分析又は検査の用に供する施設) ④情報提供サービス業等(電気通信業、ソフトウェア業、情報処理、情報提供サービス業その	助成金 1.設備投資に係る助成 工場等の新増設のために投資額をもって取得した資産に対し、3年間に限り各年度に課せられる固定資産税相当額(土地分は除く)を助成。 (3年間の合計で、限度額1億円) 2.新規雇用に対する助成 新たに雇用した者のうち、引き続き1年間市内に居住する新規雇用者1人

		他の情報通信産業の用に供する施設） 2.助成の条件 ①物品の製造・加工施設及び物流施設 ア 新設 投資額が 5,000 万円を超えるもの イ 増設 投資額が 3,000 万円を超えるもの ②試験研究施設及び情報提供サービス業等の新増設 投資額が 2,000 万円を超えるもの	につき 20 万円を乗じた額を助成。 （1回限りで、限度額 2,000 万円）

01233

北海道

伊達市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
伊達市地域振興促進条例	S60.3 S60.6 改正 S63.9 改正 H1.12 改正 H6.12 改正 H9.12 改正 H12.3 改正 H13.12 改正 H20.7 改正 R2.6 改正	日本標準産業分類表 中分類中 47 業種(下記別表の通り)	補助金 (1)固定資産税、都市計画税相当額を3年間 (2)新規雇用者1人につき 20 万円(限度額 2,000 万円) (3)土地取得額及び造成費の 50%(限度額 1億円)
伊達市中小企業振興条例	S60.3 H19.4 改正	○市長が指定する区域に店舗、工場等を移転又は設置し業務を開始した中小企業者等	助成金 ○固定資産税課税標準額の 20/100 限度額 4,000 万円
伊達市中小企業振興資金融資制度融資規則	S51.4 H18.3 改正 H19.4 改正 H20.1 改正 H20.10 改正	○長和工業団地内の土地を取得する者で、伊達市土地開発公社と土地売買契約を締結した者	融資 ○限度額 5,000 万円 ○償還期間 10 年以内(据置なし)
伊達市大滝区活性化促進条例	H19.6	○大滝区において、新たに事業を開始する事業者又は既に事業活動を行っており事業を拡大する事業者 ○1 年を超えて常時雇用される従業員(常用雇用者)を新規に雇用する事業者	助成金 ○用地、構築物、設備、機械装置に関する経費の2分の1以内の額 (新規事業者:上限額 1,000 万円、下限額 50 万円) (既事業者:上限額 300 万円、下限額 50 万円) (上限額 1,000 万円、下限額 50 万円) ○新規雇用者1人につき 30 万円 (限度額 600 万円)

別表

1 総合工事業　2 職別工事業　3 設備工事業　4 食料品製造業　5 飲料・たばこ・飼料製造業　6 繊維工業　7 木材・木製品製造業　8 家具・装備品製造業　9 パルプ・紙・紙加工品製造業　10 印刷・同関連業　11 化学工業　12 石油製品・石炭製品製造業　13 プラスチック製品製造業　14 ゴム製品製造業　15 なめし革・同製品・毛皮製造業　16 窯業・土石製品製造業　17 鉄鋼業　18 非鉄金属製造業　19 金属製品製造業　20 はん用機械器具製造業　21 生産用機械器具製造業　22 業務用機械器具製造業　23 電子部品・デバイス・電子回路製造業　24 電気機械器具製造業　25 情報通信機械器具製造業　26 輸送用機械器具製造業　27 その他の製造業　28 電気業　29 ガス業　30 熱供給業　31 水道業　32 通信業　33 情報サービス業　34 インターネット付随サービス業　35 映像・音声・文字情報製作業　36 道路旅客運送業　37 道路貨物運送業　38 倉庫業　39 各種商品卸売業　40 繊維・衣服等卸売業　41 飲食料品卸売業　42 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業　43 機械器具卸売業　44 その他の卸売業　45 物品賃借業（自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業及びその他の物品賃貸業を除く）　46 学術・開発研究機関　47 廃棄物処理業

01234

北海道

北広島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①事業所の新設 固定資産税評価額(土地分除く)5,000 万円超	新規雇用者 5人以上	課税免除	固定資産税 及び 都市計画税	3年間
②既存事業所の取得による事業所の新設 固定資産税評価額(土地及び家屋分除く)5,000 万円超	新規雇用者 5人以上	課税免除	(償却資産のみ) 固定資産税	3年間
③事業所の増設 固定資産税評価額(土地分除く)3,000 万円超	新規雇用者 3人以上	課税免除	(増設分) 固定資産税 及び 都市計画税	3年間
④既存事業所の取得による事業所の増設 固定資産税評価額(土地及び家屋分除く)3,000 万円超	新規雇用者 3人以上	課税免除	(償却資産のみ・増設分) 固定資産税	3年間
⑤事業所の移転(既存事業所を廃止した場合) 固定資産税評価額(土地分除く)3,000 万円超	新規雇用者 3人以上	課税免除	固定資産税 及び 都市計画税	2年間

・対象:総合工事業、職別工事業、設備工事業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)、
繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工製造業、印刷・同関連産業、
化学工業(塩製造業を除く。)、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、
窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業(武器製造業を除く。)、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、電気業、ガス業、熱供給業、通信業、
情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、
運輸に付帯するサービス業、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、
鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、学術・開発研究機関、専門サービス業、
技術サービス業、機械等修理業、その他市長が認める業種

備考 以上に掲げる業種は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類による。

・①②は、市内に事業所を有しない者、③④⑤は、市内に事業所を有する者。

・事業所の操業日が当該事業所の用に供する土地の取得日から 5 年を経過していないこと(市内に事業所を有する者が当該事業所の敷地内に増設をした場合を除く)。

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
北広島市企業立地促進条例	H23.3	対象:税制上の優遇措置等の対象に同じ 【市内に事業所を有しない者】 ●事業所の新設 固定資産税評価額(土地分除く)5,000 万円超 新規雇用者 5人以上 ●既存事業所の取得による事業所の新設 固定資産税評価額(土地及び家屋分除く)5,000 万円超 新規雇用者 5人以上 【市内に事業所を有する者】 ●事業所の増設 固定資産税評価額(土地分除く)3,000 万円超 新規雇用者 3人以上 ●既存事業所の取得による事業所の増設 固定資産税評価額(土地及び家屋分除く)3,000 万円超 新規雇用者 3人以上 ●事業所の移転(既存事業所を廃止した場合) 固定資産税評価額(土地分除く)3,000 万円超 新規雇用者 3人以上 上記の新増設等に係る新規雇用者のうち、本市の住民基本台帳に記載されている者。	○雇用奨励金 1人につき 50 万円 限度額 3,000 万円:3年間

01235

北海道

石狩市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
【新設】 物流/ものづくり 投資額:1億円以上(土地を除く) 対象地域:新港地域	常時雇用増 3人以上	課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を含む)	3年間 100%
【新設】 食料品製造/観光/農林水産/IT 関連 投資額:1億円以上(土地を除く) ※農林漁業及びその関連業種は5千万円以上 対象地域:石狩市域	常時雇用増 3人以上	課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を含む)	3年間 100%
【新設】 環境・エネルギー 投資額:10 億円以上(土地を除く) 対象地域:石狩市域	常時雇用増 3人以上	課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を含む)	3年間 100%
【新設】 都市開発 投資額:5億円以上(土地を除く) 対象地域:新港地域	常時雇用増 3人以上	課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を含む)	3年間 100%
【新設】 地域再生可能エネルギー供給 投資額:5千万円以上(土地を除く) 対象地域:石狩市域	常時雇用増 3人以上	課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を含む)	3年間 100%
【新設】 教育訓練・学習支援 投資額:5千万円以上(土地を除く) 対象地域:新港地域	常時雇用増 3人以上	課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を含む)	3年間 100%
【増設】 物流/ものづくり 投資額:5千万円以上(土地を除く) 対象地域:新港地域		課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を除く)	3年間 100%

【増設】 食料品製造/観光/農林水産/IT 関連 投資額:5千万円以上(土地を除く) 対象地域:石狩市域		課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を除く)	3年間 100%
【増設】 環境・エネルギー 投資額:6億円以上(土地を除く) 対象地域:石狩市域		課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を除く)	3年間 100%
【増設】 地域再生可能エネルギー供給 投資額:1千万円以上(土地を除く) 対象地域:石狩市域		課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を除く)	3年間 100%
【増設】 教育訓練・学習支援 投資額:1千万円以上(土地を除く) 対象地域:新港地域		課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を除く)	3年間 100%
【データセンターのハウジングに伴う設備・サーバー等の新設・増設】 投資額:1億円以上(土地を除く)		課税免除 限度額: 各年度1億円	固定資産税 都市計画税 (土地を除く)	3年間 50%

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
石狩市地域未来投資促進条例	H30.03	再生可能エネルギー利用設備・機器の設置(新設のみ) ※データセンター事業者に限る	・投資額の 1/2 助成 ・限度額5千万円

01303

北海道

当別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
・事業所を新設又は増設する者であること。 ・新設のための投資額が2,000万円以上、もしくは増設のための投資額が1,000万円以上であること。 ・町税の滞納がないこと。		各年度最大1億円免除	固定資産税	3年間(飲食料品等製造業は5年間)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
当別町企業立地促進条例	H22.4 H26.7改正 H30.10改正	次の要件を満たすこと。 ・事業所を新設又は増設する者であること。 ・新設のための投資額が2,000万円以上、もしくは増設のための投資額が1,000万円以上であること。 ・町税の滞納がないこと。	・雇用に対する補助(3年間) 50万円/人(限度額3,000万円) ・法人町民税割額に対する補助(3年間) 全額(新規立地に限る) ・町有地賃借料に対する補助(3年間) 全額(4，5年目は1/2補助) ・水道料金に対する補助(3年間) 全額(4，5年目は1/2補助) (1カ月当たり1,000㎥以上使用の場合に限る) ・排水処理施設(浄化槽)設置補助 最大100万円(整備施設の1/2補助) ・再生可能エネルギー活用施設設置費用補助 最大200万円(設置費用の1/2補助) ・用地取得費補助 最大3,000万円(民有地を取得する場合に限り、用地取得費の1/2補助) ・用地賃借料補助(3年間) 最大130万円(用地賃借料の1/2補助)

事業所:日本標準産業分類に掲げる次の事業に該当する事業

(1)製造業(食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業(ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造

業、溶融めっき業、電気めっき業を除く。）、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（武器製造業を除く。）、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業）

（2）卸売業（各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業）

（3）運輸業、郵便業（道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業）

（4）農業（ただし、水耕等の養液栽培による野菜作農業に限る。）

（5）建設業（総合工事業、職別工事業、設備工事業）

（6）電気・ガス・熱供給・水道業（電気業、 熱供給業）

（7）情報通信業（通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業）

（8）学術研究、専門・技術サービス業（学術・開発研究機関）

（9）サービス業（他に分類されないもの）（機械等修理業）

（10）小売業（無店舗小売業を除く各種商品小売業等）（面積要件あり）

（11）宿泊業、飲食店（飲食店は面積要件あり）

（12）その他町長が認める業種

飲食料品等製造業：日本標準産業分類に掲げる食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業に該当する事業

01304

北海道

新篠津村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 5,000	5	課税免除	固定資産税	3年間
増設 2,000	2			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
新篠津村企業立地促進条例	H3.6 制定 H8.9 改正 H12.7 改正	・工場等の新設にかかる施設整備及び直接事業の用に供する土地の取得価格の合計額が 5,000 万円以上で、かつ村内に居住する者の雇用者の数が5人以上 ・工場等の新設にかかる施設整備及び直接事業の用に供する土地の取得価格の合計額が 2,000 万円以上で、かつ村内に居住する者の雇用者の数が2人以上	公有財産の賃貸借料金の徴収の免除(当該公有財産の賃貸借契約を締結した日以後3年間)

01391

北海道

島牧村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
島牧村工場設置奨励条例	S53.3	工場新設 ①固定設備投資額　1,000 万円以上 ②常時使用従業員　20 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額を限度に賦課された年度から3年間

01392

北海道

寿都町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設（製造の事業、ソフトウェア業、旅館業のみ）		課税免除	固定資産税	３年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
寿都町工場設置奨励に関する条例	S48.11	○工場新設又は増設投資額 1,000 万円以上 ○常時使用従業員 10 人以上	奨励金 ○固定資産税の額を限度に賦課された年から3年間(特例2年延長)

01393

北海道

黒松内町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
黒松内町企業誘致等促進条例	H2.12	①工場 ○新設投下固定資産総額 3,000 万円以上 ○増設 1,500 万円以上 ○町の雇用機会増大と経済活性化に寄与し、公害防止のための適切な措置が講じられ、かつ本町に居住する者を従業員として常時雇用 ②ソフトウエアハウス ○新設 1,500 万円以上 ○増設 700 万円以上 ○町の雇用機会増大と経済活性化に寄与し、公害防止のための適切な措置が講じられ、かつ本町に居住する者を従業員として常時雇用 ③試験研究施設 ○新設 1,500 万円以上 ○増設 700 万円以上 ○町の雇用機会増大と経済活性化に寄与し、公害防止のための適切な措置が講じられ、かつ本町に居住する者を従業員として常時雇用	奨励金 ○投下固定資産に対して課する固定資産税に相当する額を賦課期日の属する年以後3年間を限度 補助金 (1)工場等設置 投資額の 10/100 以内 3,000 万円限度 (2)公害防止設備設置 投資額の 50/100 以内 2,000 万円限度 (3)環境緑化整備 投資額の 50/100 以内 300 万円限度 便宜供与 1.事業用の土地の貸付斡旋 2.建物の新設に係る設備投資資金の貸付 3.インフラ整備 4.その他必要な措置

01394

北海道

蘭越町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　3,000	新増設　5	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
蘭越町企業立地促進条例	H25.3	上記税制上の優遇措置等と同じ	事業所の新増設に伴い、新たに採用した常時従業員の数に 30 万円を乗じた雇用奨励金を交付する(上限 30 人)。
蘭越町企業立地促進条例	H25.3	同上	事業所の新増設に伴い、従業員のために町内に新築した住宅に対して、固定資産税相当額を 3 年間交付する。
蘭越町創業支援事業補助金交付要綱	R5. 4	蘭越町商工会の会員又は会員になることを確約した者であり、町内に住所を有する者で、次に掲げる者とする。 (1) 創業(はじめて事業を営む)する個人並びに小規模事業者 (2) 業種の転換及び業種の追加を行う個人事業主並びに小規模事業者 (3) 事業承継した個人事業主並びに小規模事業者	(補助率)対象経費の2分の1以内 (対象経費) ①建築物の新築、増築及び改築に係る経費 ②外装及び内装に係る経費 ③機器装置、備品の調達費 ④研究・開発費 ⑤宣伝・広告・販売促進費(要件) (限度額) 対象者要件(1)は、200 万円 対象者要件(2)(3)は、100 万円

01395

北海道

ニセコ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨に基づき、地域の持続的発展に資することを目的としてニセコ町に設備の取得等を行った事業者		固定資産税免除	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	3年間
5,000	―			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
ニセコ町にぎわいづくり起業者等サポート事業補助要綱	H24.1	ニセコ町商工会(以下「商工会」という。)の会員又は会員になることを確約した者で、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体 (1)自ら事業所を新設して起業する者 (2)現に営業行為を行っている事業所を継承する者 (3)使用されていない施設を事業所として活用する者 (4)現に営業行為を行っている者のうち同一事業所において業種の転換を行う者 (5)現に営業行為を行っている者のうち同一事業所においてその施設の拡張を行う者 (6)現に営業行為を行っている者のうち、町が指定する計画及び事業に基づき事業所の建て替え若しくは移転を行う者	(補助率)対象経費の3分の1以内 (対象経費・要件) 建物の改装等のために要した直接的工事費。 ①建物の改装等に要した経費が 60 万円をこえるものであること。 ②器物備品類は事業実施に必要不可欠なもので1件が10万円を超えるものであること。ただし、汎用性が高いものは除く。 ③建物の改装等は、ニセコ町に住所を有する事業者により施工されるよう極力努めること。ただし、当該施工を行える事業者がニセコ町にない場合は、例外とする。 (限度額)100 万円

ニセコ町単独地域経済循環創造事業補助金交付要綱	R8.4	補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する民間事業者等とする。 （1） 町内に事業所を有し、又は設けようとする者 （2） 町長が補助対象として適当と認める者	（補助対象経費） 施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費、調査研究費、事業分析・再構築費 （補助金の額） 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費から融資額等及び補助対象者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、1事業当たり次に掲げる額を超えないものとする。 （1） 融資額等が補助金の額と同額以上の場合 1，500万円 （2） 融資額等が補助金の額の0．5倍以上同額未満の場合 800万円 （3） 融資額等が補助金の額の0．5倍未満の場合 200万円

01396

北海道

真狩村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨に基づき地域の持続的発展に資することを目的として真狩村に資産を設置した事業者		固定資産税免除	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	3箇年度
500 万円超の土地、家屋、設備 ※製造業、旅館業 資本金5千万円超の場合 1,000 万円 資本金1億円超の場合 2,000 万円	要件なし			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
真狩村創業支援事業補助要綱	H28.4	産業競争力強化法に基づき本村が策定した創業支援事業計画に定める特定創業支援事業による支援を受けた者であって、特定創業支援事業証明書の交付を受けることができるもの	(補助率)対象経費の2分の1以内 (対象経費) ・建築物の新築、増築及び改築に係る工事費 ・外装及び内装に係る工事費 ・機器装置、工具、機器、備品の調達費 (要件) 補助対象経費が 100 万円を超えるものであること。 (限度額)200 万円
		上記に該当するものが代表者を務める小規模企業者	
		業種の転換を行う個人及び小規模企業者	(補助率)同上 (対象経費)同上 (要件)同上 (限度額)100 万円
		業種の追加を行う個人及び小規模企業者	

01397

北海道

留寿都村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
対象設備の取得価格の合計が500 万円(製造業又は旅館業で資本金の額等が5000 万円から1億円以下の法人は1000 万円、1億円以上の法人は2000 万円)を超えるもの		家屋、減価償却資産、土地の固定資産税を課税免除	【対象者】 製造業、旅館業(下宿営業を除く)、農林水産物等販売業、情報サービス業等を行う青色申告書を提出する法人及び個人 【対象となる設備投資】 取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む) ※資本金の額が5,000 万円超である法人は新設、増設のみ	3箇年

01398

北海道

喜茂別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,000 万円以上	5人以上	固定資産の減免	施設等の新設又は増設	3年

01399

北海道

京極町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
京極町企業振興促進条例	H2.3	新増設 ①投下固定資本額　200 万円以上 ②新設　常時従業員　5人以上	奨励金 ○当該施設の新増設により新たに固定資産税を賦課すべき年度より3年間に限り、各年度の固定資産税相当額の範囲内
京極町創業支援事業補助金要綱	R元年.8	京極町商工会の会員（会員になることを確約した者も含む）で、町内に住所を有する者　（実績報告を提出する日の前日までに町内に住所を有する者も含む）で、次に掲げる者 (1)創業する個人並びに小規模企業者 (2)業種の転換を及び追加を行う個人並びに小規模企業者	（補助率） ・対象経費の 2 分の 1 以内 （対象経費） ・建築物の新築、増築及び改築に係る工事費 ・外装及び内装に係る工事費 ・機器装置、工具、機器、備品の調達費 （要件） ・補助対象経費が100 万円を超えるものであること。 （限度額） ・新規創業:　上限 200 万円 ・業種の転換及び追加:上限 100 万円

01400

北海道

倶知安町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
倶知安町中小企業振興条例	S50.3	○小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に定めるおおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては5人）以下の事業者）で、主たる事務所を本町内に有しているもの。	助成金 ○小規模事業者が本町内に生産、加工、販売及びサービス業の施設で固定資産評価額が 1,000 万円以上の施設を設置した場合に、その施設に賦課された固定資産税額に相当する額以内で3年間交付
		○中小企業者（中小企業基本法第 2 条に定める中小企業者のうち、町内において1年以上同一事業を継続して営んでいるもの。	○借入れ資金の利子に対する助成 町長のあっせんを受け、指定金融機関から次の(1)(2)に該当する資金の借入れをした者に対し、当該借入れた資金の貸付利率のうち 2 パーセント以内の率に相当する額を助成する。 (1) 運転資金 ア 金額 1 企業につき 500 万円以内 イ 期間 60ケ月以内(うち据置3ケ月以内) ウ 償還方法 月賦又は一時償還 (2) 設備資金 ア 金額 1 企業につき 1,000 万円以内 イ 期間 84ケ月以内(うち据置6ケ月以内) ウ 償還方法 月賦又は一時償還
倶知安町創業等支援事業補助金交付要綱	R6.9.17	○個人事業者又は小規模企業者 （町内において創業及び事業承継並びに第三者承継をするもの（以下、創業等という））で次のすべてを満たすもの。 ・個人の場合は町内に住所、法人にあっては本店又は主たる事務所を町内に置き、町内で事業するもの。 ・倶知安商工会議所の会員又は会員に	補助金 ○補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、申請する年度内において創業等により町内において新たな事業展開を目指す事業（補助金の交付は、同一の者に対して 1 回限りとする。） 〔補助金額〕

		なることを確約するもの。 ・創業等から 5 年以内のもの。 ・倶知安商工会議所が実施するビジネススクール(初級編)を受講したもの。	補助対象経費の 2 分の 1 以内で次の各号の額以内 (1) 創業する者 200 万円 (2) 事業承継又は第三者承継する者 100 万円 〔補助対象経費〕 ・店舗等工事費 ・備品購入費 ・車両費(購入及びリース・レンタル料) ・広告宣伝費 ・需用費 ・雑費

01401

北海道

共和町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
新設・増設取得　500 旅館業・製造業 (資本金 5000 万円以下の法人)	―	免除	固定資産税	固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度
新設・増設取得　1,000 旅館業・製造業 (資本金 5,000 万円を超え 1 億円以下の法人)	―	免除	固定資産税	固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度
新設・増設取得　2000 旅館業・製造業 (資本金 1 億円超の法人)	―	免除	固定資産税	固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度
新設・増設取得　500 情報サービス業等・農林水産物等販売業	―	免除	固定資産税	固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度

01402

北海道

岩内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　2,000	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
岩内町企業立地促進条例	H2.12	○工場等立地費補助金 ・新増設の投資額 5,000 万円以上 ・増加する雇用者 10 人以上 対象業種 製造業、 道路貨物運送業、 水運業、倉庫業、 運輸に附帯するサービス業、 学術研究、専門・技術サービス業、 通信業、情報サービス業、 インターネット附随サービス業、 宿泊業(下宿業を除く)、 スポーツ施設提供業、 公園、遊園地、 水産養殖業	○工場等に係る投資額の 10/100 に相当する額(2,000 万円限度)及び増加する雇用者の数に 12 万円を乗じて得た額(2,000 万円限度)の合計額
		○環境緑化整備事業費補助金 ・岩内港工業団地内に立地する工場等が指定を受けた日から3年以内に行う緑化 ・対象業種 製造業、 道路貨物運送業、 水運業、倉庫業、 運輸に附帯するサービス業、 学術研究、専門・技術サービス業、 通信業、情報サービス業、 インターネット附随サービス業、 宿泊業(下宿業を除く)、 スポーツ施設提供業、 公園、遊園地、 水産養殖業	○200 万円以上の緑化事業に対し 50%(上限 500 万円)

01403

北海道

泊村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)		従業員(人以上)				
新設	1,000	新設	5	課税免除	固定資産税	3年度まで 100/100
増設	500	増設	3			4年度 75/100
						5年度 50/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
泊村企業振興促進条例(施行規則)	H13.3	○建設費助成金 事業所を新設又は増設する際の建設費に対して (3,000 万円以上)	補助金 ○建設費の 3/10 以内 (2,000 万円を限度)
		○基盤整備助成金 事業所を新設又は増設するための土地購入及び用地造成に要する経費に対して	補助金 ○経費の 3/10 以内 (2,000 万円を限度)
		○設備等助成金 事業所を新設又は増設した際の設備費用等の金額に対して(1,000 万円以上)	補助金 ○3/10 以内 (2,000 万円を限度)

01404

北海道

神恵内村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○製造業、旅館業(下宿業を除く) ・資本金 1,000 万以下…500 万円以上 資本金 1,000～5,000 万円以下…1,000 万円以上 資本金 5,000 万円以上…2,000 万円以上 ○情報サービス業等、農林水産物等販売業 ・500 万円以上	―	不均一課税	固定資産税	3年間
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者 ○製造業、旅館業(下宿業を除く) 500 万円以上 資本金 5,000～1 億円以下　1,000 万円以上 資本金 1 億円以上　2,000 万円以上 ○情報サービス業等、農林水産物等販売業 ・500 万円以上	―	課税免除	固定資産税	3年間

01405

北海道

積丹町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者 ○製造業、旅館業(下宿業を除く) 500 万円以上 資本金 5,000 万円超～1 億円以下　1,000 万円以上 資本金 1 億円超　2,000 万円以上 ○情報サービス業等、農林水産物等販売業 500 万円以上		課税免除	固定資産税	3箇年度
中小企業等経営強化法で規定される認定先端設備等導入計画に基づき設備を新規取得した者 ○対象者 中小事業者等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者 ○対象設備等 労働生産性が 3%以上向上するために必要な、生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備		課税軽減	固定資産税 (償却資産)	最大5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
積丹町商工観光業等近代化資金利子補給規則	H25.10	○積丹町に住所又は事業所を有する積丹町商工会その他の町内経済産業団体の構成員で、次の要件の全てを満たしていること。 ア　町税(国民健康保険税を含む。)及び町に納付すべき使用料並びに手数料等の滞納がない者 イ　簡易水道及び下水道を利用している者又は今後利用する見込みがある者 ○右記②は、日本標準産業分類に掲げる次の事業に要する資金。	町内で事業用建物又は設備の新設、増設及び更新を行うための資金を借入れた事業者に対し、利子補給するもの。利子補給の対象となる資金の種類及び利子補給率は、下記のとおり。 ①汚水及び生活雑排水等の環境改善のための建物又は

		(1) 製造業 (2) 卸売業及び小売業 (3) 宿泊業及び飲食サービス業 (4) サービス業(他に分類されないもの) (5) 建設業 (6) 林業	設備の新設、増設及び更新に必要な資金 年利率 3.0%以内(借入利率が 3.0%未満の場合は、借入利率以内) ②①以外の建物又は設備の新設、増設及び更新に必要な資金 年利率 1.5%以内(借入利率が 2.25%未満の場合は、借入利率に3分の2を乗じて得た率以内)

01406

北海道

古平町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
生産設備等を構成する減価償却資産の新設又は増設　200 (製造の事業、ソフトウェア業旅館業のみ)	雇用者を3人以上増加	課税免除	固定資産税 及び 都市計画税	3年間

01407

北海道

仁木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

対象施設	立地形態	適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
		投下固定資本額			新規雇用者			
		5,000 万円以下	5,000 万円超 1億円以下	1億円超				
製造業 旅館業	新設	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上	3人以上	課税免除	固定資産税	3年間
	増設	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上	1人以上			
	移設	500 万円以上	―	―	雇用者数を維持又は増加			
	改修	500 万円以上	―	―	雇用者数を維持又は増加			
情報サービス業等 農林水産物販売業	新設	500 万円以上	500 万円以上	500 万円以上	3人以上			
	増設	500 万円以上	500 万円以上	5000 万円以上	1人以上			
	移設	500 万円以上	―	―	雇用者数を維持又は増加			
	改修	500 万円以上	―	―	雇用者数を維持又は増加			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
仁木町企業立地促進条例	R4.4改正	投資額 新設・移設　500 万円以上 増設　250 万円以上 雇用増 新設　3人以上	助成金 ・固定資産税額を限度として交付 ・3年間

		増設　1人以上 移設 既存の雇用者を維持又は増加	

01408

北海道

余市町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○製造業、宿泊業 ・資本金に応じ 500～2,000 万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 ・500 万円以上	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
余市町中小企業振興条例	H7.4	○中小企業者、小規模企業者 生産、加工、販売及びサービス業の施設で 固定資産評価額 1,000 万円以上	補助金 ○固定資産税相当額の1/2以内とし、賦課された年度から3年間

01409

北海道

赤井川村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○製造業、旅館業（下宿業を除く） ・資本金に応じ 500～2,000 万円以上 ○農林水産物等販売業、情報サービス業等 ・500 万円以上 ※根拠規定 赤井川村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	－	課税免除	固定資産税	３年間
○新設　2,000 ○増設　1,000 ※根拠規定 赤井川村企業振興促進条例	新設　10 増設　10	課税免除	固定資産税	3年間

01423
北海道
南幌町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　2,800	―	課税免除	固定資産税	3年間 100/100 4年目 40/100 5年目 20/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
南幌町企業誘致促進条例	H19.3	【対象業種】 ・工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ・大規模小売店舗法立地法に基づく大規模小売店舗 ①町内に事業の用に供する工場等を新設、増設又は賃借により事業を操業すること ②償却資産課税台帳に登録されている事業用設備等の取得価額の合計額が3,000 万円以上であること	事業用設備等整備奨励金 (用地取得の場合) 事業の用に供すると認められた事業用設備等に係る固定資産税課税標準額の20/100 以内とし、限度額は 3,500 万円とする 奨励金は1万円未満を切り捨てた額とする (その他の方法の場合) 事業の用に供すると認められた事業用設備等に係る固定資産税課税標準額の10/100 以内とし、限度額は 3,500 万円とする 奨励金は1万円未満を切り捨てた額とする
		【対象業種】 ・工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ・大規模小売店舗法立地法に基づく大規模小売店舗 ①町内に事業の用に供する工場等を新設又は増設すること ②工場等の延床面積が 200 ㎡以上で基礎に杭打地業を行っていること	企業立地奨励金 (用地取得の場合) 事業の用に供すると認められた工場等で杭打地業を行った基礎部分に係る固定資産税課税標準額の相当額以内とし、限度額は 1,000 万円とする 奨励金は1万円未満を切り捨てた額とする (その他の方法の場合) 事業の用に供すると認められた工場等で杭打地業を行った基礎部分に係る固定資産税課税標準額の 70/100 以内とし、限度

			額は 1,000 万円とする 奨励金は1万円未満を切り捨てた額とする
		【対象業種】 ・工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ・大規模小売店舗法立地法に基づく大規模小売店舗 ○工場等の新設、増設又は賃貸による事業の操業に伴い、常用雇用者を新規に3名以上雇用すること（南幌町在住者に限る）	雇用奨励金 ○新規常用雇用者1人につき 10 万円とし、限度額は 500 万円とする
南幌町企業誘致報奨制度実施要綱	R8.4	【対象企業】 ・南幌流通団地を取得し製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業を行う企業 【対象仲介者】 ・宅地建物取引業者（宅地建物業法第3条第1項）や銀行（銀行法第4条第1項）の免許を持つ事業者	企業誘致報奨金 ○下記の仲介内容に合致する場合、土地売買代金に 100 分の 3 を乗じて得た額以内とし、限度額は 300 万円とする ・立地希望企業に対する南幌流通団地の情報提供及び斡旋 ・立地希望企業に関する情報提供及び助言 ・立地希望企業との交渉 ・その他、企業誘致に関連する業務の支援

01424

北海道

奈井江町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　500(業種、資本金により 1,000～2,000) (製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業)	―	課税免除	固定資産税	3年間 100/100 4年度 40/100 5年度 20/100 ※増設は3年間 100/100 のみ

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
奈井江町企業立地促進条例	S63.12	○対象業種 製造業・運輸・卸売・ソフトウエア業・試験研究施設・コールセンター施設・データセンター施設 ○投資額 新設　5,000 万円以上 増設　3,000 万円以上 ○雇用人数 新設　5人以上 増設　5人以上	補助金 ○投資額に対する助成 ・空知団地 新設　投資額の6% (限度額 1,000 万円) 増設　投資額の6% (限度額 1,000 万円) ・町長が認めた地域 新設　投資額の6% (限度額 1,000 万円) 増設　投資額の6% (限度額 1,000 万円) ○用地取得に対する助成 ・空知団地 新設　用地取得の 90% (限度額 4,000 万円) ○固定資産税相当額 ・空知団地 当該用地に対して、初めて賦課されることとなった年度から起算して3年分の固定資産税相当額

			（限度額　300 万円） ○雇用者に対する助成 ・新設 町の住民基本台帳に登録されている者から5人以上を新たに採用した場合 その採用した数に30 万円を乗じて得た額（限度額　2,100 万円） ・増設 町の住民基本台帳に登録されている者から5人以上を新たに採用した場合 その採用した数に30 万円を乗じて得た額（限度額　1,500 万円）

01425

北海道

上砂川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準				措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)		従業員(人以上)				
新設	500	新設	10	課税免除	固定資産税	3年間 100/100 4年度 60/100 5年度 40/100
増設	500	増設	5			
上砂川町企業振興促進条例に規定する事業場が先端設備等導入計画を策定し、町がそれを認定した場合				課税免除	新規取得設備に対する固定資産税	最大3年間 100/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
上砂川町企業振興促進条例	S48.6 S60.6 改正 H2.4 改正 H10.3 改正 H19.1 改正 H20.9 改正 H27.6 改正	①新設 ・投資額　500 万円以上 ・雇用人員　10 人以上 ②増設 ・投資額　500 万円以上 ・雇用人員　5人以上	補助金 事業の新増設に伴い新たに雇用する従業員が町内に居住する場合(町内居住者も含む) ○雇用増人員×20 万円 (1,000 万円限度)
			利子補給 ○5年間(第1年度～第3年度まで各 150 万円限度、第4年度～第5年度各 75 万円限度)
			リース ○町有財産3年間無償 4年目　6割減免 5年目　4割減免
			助成金 ○工事費(道路・上水道・電気等)の一部助成 ○水道料助成(月 500 ㎥を超える使用水量1㎥当たり 20 円助成)
		○投資額に対する助成	助成金

		①投資額 500 万円超　5,000 万円以下 ②投資額 5,000 万円超　1億円以下 ③投資額1億円超	①投資額×20%（1,000 万円限度） ②投資額×30%（3,000 万円限度） ③投資額×50%（1億円限度）
上砂川町企業人材確保事業助成金交付に関する規程	R 元.6.1	○上砂川町内に事業所を持つ、企業であり、企業等の魅力及び人材採用について情報発信しようとする者 右記の内容の事業申請額が20万円以上の経費に対し、1/2 を助成（上限30万） ※組み合わせ可能	○合同企業説明会に関する費用 国、都道府県及び市町村が主催する合同企業説明会の他、企業が独自 で主催する合同企業説明会への出展料、会場借上料及びバックパネル等の ブース装飾料　等
			○企業パンフレットの作成費用 企業等が作成するPRパンフレットに 係る印刷製本費の他、外部委託した際のデザイン料及び印刷製本費　等
			○新聞、雑誌広告、就業支援サイトへ掲載費用 求人情報や合同企業説明会情報に係る掲載料の他、チラシ等の作成料 及び新聞等の折り込み費用　等
			○就職希望者への就業体験及び見学会の実施費用 就職希望者への就業体験等の際に発生する宿泊費及び交通費　等
上砂川町創業支援補助金等交付に関する規定	R3.8.1	○上砂川町内に店舗等を新築（プレハブ設置を含む。）し、創業するもの	①新築工事費 ②プレハブの購入・設置費 ③構築物の整備費 ④事業に要する土地（店舗等の敷地を含む。）の購入費 対象経費の 2 分の 1（限度額 250 万円）
		○上砂川町内の店舗等その他の建物を購入・改築し、創業するもの	①購入・改築に要する経費 ②構築物の整備費 ③事業に要する土地（店舗等の敷地を含む。）の購入費 対象経費の2分の1（限度額 150 万円）

		○上砂川町内の店舗等その他の建物を賃借し、創業するもの	①店舗・土地の賃借料（3間に限る） 対象経費の2分の1限度額月額5万円）
		○創業に必要な備品を購入又は賃借するもの	①備品の購入費・賃借料 対象経費の3の2限度額 40 万円）
		○創業祝金	新規創業後 1 年を経過した事業者に対し交付

01427

北海道

由仁町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○対象業種 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、監理事業 ○設備投資の種類 取得又は製作若しくは建設 ※ 資本金の額が 5,000 万円超である法人は新設、増設のみ ○取得価額 ・製造業又は旅館業 資本金の額 5,000 万円以下　500 万円 5,000 万円超1億円以下 1,000 万円 1億円超　2,000 万円 ・農林水産物等販売業、情報サービス業等又は監理事業　500 万円	―	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
由仁町企業立地促進条例	R3.9	税制上の優遇措置対象事業者で上下水道を事業用に直接使用している者	補助金 ○上下水道超過料金の5割相当額を超えない範囲において、町長が定めた額を使用開始の翌月以降5年間助成

01428

北海道

長沼町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
・製造・旅館業 【資本金 5,000 万円以下】 500 万円 【資本金 5,000 万円超 1 億円以下】 1,000 万円 【資本金 1 億円超】 2,000 万円 ・情報サービス等・農林水産物等販売業 500 万円	―	課税免除	固定資産税	3年間
・国（主務大臣）の課税特例の確認を受けた承認地域経済牽引事業者 【対象資産】土地・家屋・構築物 【取得価額】農林漁業及びその関連業種 5,000 万円 その他の業種 1 億円	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
長沼町無料職業紹介所の設置及び運営に関する要綱	R3.12	○職種 ・全職種 ○求人者 ・長沼町内及び長沼町内に立地予定のある事業所 ○求職者 ・長沼町民及び町内での居住を予定している者	○職業紹介 ・求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること

01429

北海道

栗山町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定による「過疎地域持続的発展市町村計画」に基づく固定資産税の課税免除 ○製造業、旅館業(下宿営業を除く) ・資本金 5,000 万円以下…500 万円以上 ・資本金 5,000 万円超 1 億円以下 …1,000 万円以上 ・資本金1億円超…2,000 万円以上 ○情報サービス業等、農林水産物等販売業 500 万円以上 ※資本金の規模が 5,000 万円超の事業者については新増設に係る取得等に限る	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
栗山町中小企業振興資金融資要綱	S48.4	○町内に事業所を有する従業員 50 人以下の法人又は個人で、町税を完納しているもの(新たに事業を開始して 1 年未満のもの及び新たに事業を開始するものを含む) ※北海道信用保証協会の保証対象外業種を除く	融資 ○資金 ・運転資金 1,200 万円以内 5年以内 ・設備資金 1,200 万円以内 10 年以内(うち据置6ヶ月以内) ○利率 ・短期(1年以内) 年 2.3%以内 ・長期(1年超) 年 2.8%以内
栗山町中小企業振興資金融資利子補給要綱	H11.4	○H11.4.1 からR8.3.31 までに貸付が実行された方	利子補給 ○借入利率から 1.3%を差し引いた利率で計算した額を補給
栗山町中小企業振興資金保証料補給要綱	H19.11	○融資を受けた栗山町中小企業振興資金を完済した方 ※町税等に未納がある場合を除く	保証料補給 ○資金を借り入れた時点における北海道信用保証協会が定める保証料率により算

			定した額を補給
栗山町企業立地促進条例	R2.9	1. 土地・建物・設備取得に対する助成(設備のみの取得を除く) ①新設 (1)土地取得面積が 1,500 ㎡以上で土地、建物、設備投資額 3,000 万円以上かつ操業開始月に常勤雇用者 10 人以上 (2)土地取得面積が 1,500 ㎡以上で土地、建物、設備投資額 3,000 万円以上かつ操業開始月に常勤雇用者5人以上(上記 1 に該当する場合を除く) (3)土地、建物、設備投資額 50 万円以上かつ操業開始月に常勤雇用者2人以上(上記 1、2 に該当する場合を除く) ②. 増設 (1)土地取得面積が 1,000 ㎡以上で土地、建物、設備投資額 1,500 万円以上 (2)土地、建物、設備投資額 50 万円以上(上記 1 に該当する場合を除く) 2. 雇用に対する助成 事業場を新設又は増設し、操業開始月時点から引き続き1年を超えて町内に住所を有する常勤雇用者3人以上 3. 水道料金に対する助成 事業場を新設又は増設し、直接事業に水道を使用した場合に限り3年間助成	1. 土地・建物・設備取得に対する助成 ①新設 (1)・・・土地・建物・設備取得費の 30/100 助成限度額 2,000 万円 (2) ・・・土地・建物・設備取得費の 20/100 助成限度額 1,000 万円 (3)・・・土地・建物・設備取得費の 50/100 助成限度額 400 万円 ②増設 (1)・・・土地・建物・設備取得費の 30/100 助成限度額 2,000 万円 (2) ・・・土地・建物・設備取得費の 50/100 助成限度額 400 万円 2. 雇用に対する助成 1人につき 30 万円 限度額 1,000 万円 3. 水道料金に対する助成 ・新設・・・水道料金の全額 ・増設・・・水道料金の 50/100 限度額 1,000 万円(3年間の合計)

01430

北海道

月形町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
月形町工場設置並びに拡充奨励条例	S39.4	新設 投下固定資本額 3,000 万円以上 従業員 5人以上 増設 投下固定資本額 1,500 万円以上 従業員 3人以上	奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内(3年間)
中小企業者等資金融資に係る保証料及び利子補給制度	S39.4	町内に店舗等を有し、同一事業を引き続き 1 年以上営んでいる者で、下記の対象となる融資を受けているもの。	保証料補給 利子補給

〈融 資〉

利子補給金対象資金	利子補給の額	利子補給期間	申請期限
国の中小企業に対する融資	金融機関に支払った利子額の5分の1以内で上限 30 万円	―	当該年度の 3 月 31 日まで
北海道の中小企業に対する融資			
月形町中小企業振興融資(設備資金)			
金融機関の事業資金に係る融資			
月形町中小企業振興融資(運転資金)	金融機関に支払った利子額の2分の1以内の額(この場合における協定利率は 2.0%を上限)	融資を受けた日から 60 ケ月以内	当該年度の 1 月 31 日まで

保証料補給対象資金	保証料補給の額	申請期限
月形町中小企業振興融資(運転資金)	保証料の 10 分の 10 以内の額	当該年度の 3 月 31 日まで

01431

北海道

浦臼町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　2,700	―	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
浦臼町企業立地促進条例	H30.3	○建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業 ○投資額 ・新設　1,000 万円以上 ・移・増設　500 万円以上 ○雇用者数 ・1人以上	【設備投資に対する助成金】 ○ 新設・増設・移設 ・投資額の 20% ・限度額 3,000 万円 (最大 3 年分割) 【雇用に対する助成】 ○新設・増設・移設 ・新規雇用者(町内に居住する者に限る。)20 万円/人 円

01432

北海道

新十津川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新設　1,000 増設　500 移設　1,000	新設　0 増設　0	課税免除	固定資産税 （土地・家屋） （償却資産）	 （10 年間） （5年間）

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
新十津川町中小企業事業資金保障融資条例	H10.12	○本町商工会加入者で、1年以上居住、操業する中小企業者	〈融資〉 ○設備資金　1,000 万円 ○貸付期限　7年（月賦償還） ○運転資金　500 万円 ○貸付期限　5年（月賦又は一括償還） ○特別資金　2,500 万円 ○貸付期限　10 年（月賦償還） ○担保不要 ○北海道信用保証協会の保証（対象外の場合1名以上の連帯保証人） ○利率　年 9.855 パーセント以内で、長期プライムレートに連動
			〈利子補給〉 ○借入利率の 1/2 以内 ○利子補給の上限は 2.5%
新十津川町企業振興促進条例	H10.12	○新設、増設、移設企業	〈補助金〉 ○投資額の 20%を補助（限度額 3,000 万円） ○町民を新たに雇用した場合1人当たり年間賃金支払額の5%を補助（限度額1人当たり 25 万円、総額 500 万円で3年間補助） ○新たに雇用した者が、営業開始日後に町民となった場合、1人当たり年間 30 万円を補助（3年間補助） ○施設設備の賃料の 20%補助（限度額年額 100 万円で3年間

			補助） 〈便宜供与〉 ○買収敷地のあっせん ○道路の整備 ○住宅対策の協力
新十津川町中小企業者応援条例	H28.3	○町内に店舗等新築（プレハブ設置を含む。）し、営業を開始したもので、対象経費（賃借料を除く。）の合計額が 100 万円以上であること。	＜補助金＞ ○新築工事費又はプレハブ購入・設置費（新築に伴う購築物の整備費を含む。）及び設備備品購入額における対象経費合計額の2分の1（限度額 400 万円） ○土地、プレハブ及び設備備品の年間賃借料における対象経費合計額の2分の1（限度額 50 万円）

01433

北海道

妹背牛町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 3,000	新増設 15	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
妹背牛町企業開発促進条例	S48.7	①投資額 3,000 万円以上 ②雇用人員 15 人以上	リース等 (1)町有の土地および建物を譲渡する場合、その代金を5年以内の割賦払い (2)町有の土地および建物を貸与

01434

北海道

秩父別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 2,000	5	課税免除	固定資産税	初年度～3年度
		課税減免 減免率 60%	固定資産税	第4年度
		課税減免 減免率 40%	固定資産税	第5年度

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
秩父別町企業立地促進条例	H20.12 改正	投資額 2,000 万円以上 雇用人員 5人以上 ①工場及びその他施設 投資額 2,000 万円以上 ②用地取得 取得面積 1,000 ㎡以上 ③新たな雇用 新たに雇用された町内居住者に対して補助 ④工場用水使用料 年間の事業用に使用した上水道量を操業日数で除した数値の内 50 ㎥を超える上水道料に対し補助	補助金 ①投資額の 10%に相当額 (1億円限度) ②用地取得額の 30%相当額 (1,000 万円限度) ③一人当たり 20 万円 (1,000 万円限度) ④1㎥当たり 20 円 (1年 500 万円限度、操業開始後3年間)

01436

北海道

雨竜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　1,000	新設　5 増設　8	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
雨竜町企業開発促進条例	S48.9	①投資額　新増設　1,000 万円以上 ②雇用人員　新設　5人以上 増設　3人以上雇用増	リース等 (1)町有の土地および建物を譲渡する場合、その代金を5年以内の割賦払い (2)町有の土地および建物を貸与

01437

北海道

北竜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 1,000	新増設 10	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
北竜町工鉱業開発促進条例	S47.11	①投資額 新増設 1,000 万円以上 ②雇用人員 新増設 10 人以上	利子補給 ○工鉱業生産施設設置資金について5年間

01438

北海道

沼田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 1,500	―	減免率による免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
沼田町企業立地促進条例	H1.12 H25.3 R4.3 一部改正	(1)対象施設(新増設) 工場、試験研究施設、指定施設 ①投資額 1,500 万円以上 ②雇用人員 2 人以上 ③再生可能エネルギー設備(雪氷熱エネルギー) ④ ③以外の再生可能エネルギー設備 ※③、④いずれも自己消費を目的として事業のために導入する設備に限る。 (売電を目的とする事業のための導入は対象外)	補助金 ①投資額の 30%相当額 限度額 3,000 万円 ②雇用増人数×50 万円 限度額 2,000 万円 ③ 投資額の5分の4を助成 限度額 1,500 万円 ④ 投資額の3分の2を助成 限度額 1,500 万円

01571

北海道

豊浦町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
豊浦町企業立地促進条例	H16.6	○新増設 投下固定資本額　3,000 万円以上 従業員　3人以上	奨励金 ○固定資産税 50/100 相当額(3年間)

01575

北海道

壮瞥町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
壮瞥町企業立地促進条例	H10.3	○福祉等施設・工場・事業所・試験研究施設等 ・新設　5,000 万円以上 ・増設　2,000 万円以上 ○リゾート施設 ・新設　3億円以上 ・増設　3,000 万円以上 ※上記とも公害を防止するための適切な措置を講じていること。	補助金 ○固定資産税の課税免除（土地に対して課するものを除く） 上限 2,000 万円(3年間) ○雇用助成金の交付 新設又は増設した施設等に新たに雇用された町内在住の常用従業員1人につき30万円（上限 50 人 1500 万円） （操業開始から3年以内・町内に居住し、1年以上雇用されている常用従業員1人につき1回限り）

01578

北海道

白老町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 3,000 万円以上	5 人以上 (物流保管施設は 3 人以上)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
白老町企業等立地促進条例	S63.8 H14.3 改正 H17.4 改正 H23.12 改正 H28.3 改正 H29.12 改正 R3.9 改正	○工場及びリサイクル工場 ・固定資産税課税標準額 3,000 万円以上 ・常時雇用者増 5人以上 ○試験研究施設又は産業支援サービス業 ・新設及び増設の固定資産税課税標準額 3,000 万円以上 ・常時雇用者増 5人以上 ○物流保管施設 ・固定資産税課税標準額 3,000 万円以上 ・常時雇用者増 3人以上	○事業場施設設置助成 固定資産税相当額(除、土地) (5年間) 限度額 1億円 固定資産税の課税免除を受けた者にあっては 2 年間とする ○雇用助成 常時雇用者増1人当たり 30 万円 限度額 3,000 万円 ○土地取得資金利子補給助成 事業場用地として取得した土地に係る借入金の利子 2.0%相当額(3年間) 限度額 1,000 万円 ○土地提供助成 土地提供者に対し、土地の譲渡所得税相当額 ○下水道事業受益者負担金助成 下水道未整備地域に立地した場合、下水道受益者負担金相当額 (5年間)

01581

北海道

厚真町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　3,000	10	課税免除:固定資産税課税額	固定資産税	3年間
増設　3,000	5			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
厚真町技術産業等の誘致に関する条例	S58.10.1	○新増設 投下固定資本額 3,000 万円以上 従業員 10 人以上 ○増設 投下固定資本額 3,000 万円以上 従業員 5 人以上	奨励金 ○設置奨励金:固定資産税相当額 上限2億円
		○新増設 厚真町に住所を有して1年以上経過し、新たに雇用された者	奨励金 ○新規雇用者30万円/人とする。(上限1億円)

01584

北海道

洞爺湖町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
5,000 (土地及び償却資産を除く固定資産額) (事業場及び試験研究施設)	20	課税軽減	固定資産税	3年間 35/100
新増設 (製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業のみ)		課税免除	固定資産税	3年間

01585

北海道

安平町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設　2,700	5	課税免除:固定資産税課税額	固定資産税	3年間
増設　2,700	3			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
安平町企業立地促進条例	H18.3	○新増設 投下固定資本額　2,700 万円以上 従業員　5人以上 ○増設 投下固定資本額　2,700 万円以上 従業員　3人以上	奨励金 ○設置奨励金:固定資産税相当額 上限2億円
		再生可能エネルギー発電設備 ○新増設 投下固定資本額　5億円以上	奨励金 ○固定資産税相当額の 1/2 ※2 億円を上限(新設時の常用雇用2人未満又は増設時の3人未満の場合は 1億円)

※製造・加工施設、ソフトウェア関連施設、データセンター施設、試験研究施設、再生可能エネルギー発電施設

01586

北海道

むかわ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
むかわ町未来創造企業立地支援条例別表第1に掲げる業種の事業場 新増設(土地を除く) 5,000	新規常用雇用者 新・増設 5	課税免除 (限度額 1億円)	固定資産税	5年度分

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
むかわ町未来創造企業立地支援条例	H20.3 R6.7 一部改正	町内の新増設 ・固定資産総額 5,000 万円以上 ・新規常時雇用者数 新・増設 5人以上	○雇用助成金 ＜操業開始後1年後、1回限り＞ 新規常用雇用の町民1人当たり、雇用人数に応じた金額 ・5人以上 20 人以下 30 万円 ・21 人以上 50 人以下 40 万円 ・51 人以上 50 万円 (限度額 5,000 万円) ○施設用用地取得補助金 ＜土地取得後2年以内に工事着手、操業開始後1年後補助支給＞ 新・増設に伴い、民有地を取得する者に限り、当該民有地取得費のうち 10 分の 2 以内 (限度額 2,000 万円) ○環境配慮型施設整備補助金 新・増設に伴い、再生可能エネルギーを活用し、二酸化炭素排出量を低減させる施設設置費用の30%以内 (限度額 300 万円)

01602

北海道

平取町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
地場産業振興対策補助金交付及び融資に関する要綱	H25.12.20	○地場産業の振興及び地域の活性化を推進しようとする団体及び個人	補助金 ○試験研究に必要な経費 補助率　80%以内 （一部 1/2 以内） 補助額　100 万円限度
		○農林水産等の資源の有効活用を図るための加工等の事業 ○地域の特性を生かした産業振興事業	融資・利子補給 (1)融資限度額 3,000 万円 (2)融資を受けた資金に対し5%以内の利子を補給する (3)北海道信用保証協会の保証付の場合は保証料相当額を補助する
平取町起業化支援事業補助金交付要綱	H26.12.19	町内において新たに事業を開始し、3 年以上事業を継続する見込みのある起業者であり、次のすべての要件を満たした者 ○町税等の滞納がない者 ○個人事業者の場合は、申請日において満20歳以上の者 ○起業等に必要な許可や資格等を有していることまたは有する見込みである者 ○町内に事業所を設け事業を営む者	補助対象経費の 1/2 以内(上限額 100 万円)
平取町事業承継支援事業補助金交付要綱	R7.3.28	町内に事業所を有する中小企業もしくは町内に事業所を有する個人事業主であって、事業承継計画を作成する者とし、次の各号に該当しない者 ○農林漁業を営む場合 ○政治、経済もしくは宗教上の組織または団体である場合 ○国または他の地方公共団体等において、同種の補助金等の交付を受けた場合 ○申請者、役員、使用人その他の従業員、構成員に平取町暴力団の排除の推	第 5 条(1)から(7)に該当する対象経費について、法人は 30 万円、個人事業主は 15 万円 第 5 条(8)から(10)に該当する補助対象経費の 1/2 以内とし 50 万円を限度額とする。

		進に関する条例第2条第1号、第2号または第3号に該当する場合 ○前号に該当する者から出資金等資金提供を受けている者がいる場合 ○社会通念上不適切であると判断される法人もしくは個人事業主である場合 ○町民税等に滞納がある場合 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業または同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う場合 ○その他町長が補助金を交付することが不適当と認める場合	